

会報ばっきゃ

第33号

2021.1

ばっきゃ



一般社団法人

秋田県産業廃棄物協会

表紙写真 秋田犬

忠犬ハチ公の物語では主人に忠実な犬種ということで広く知られており、世界的に人気の高い犬種です。天然記念物に指定されるまでは「大館犬」と呼ばれ、古くから秋田県大館地方を中心にマタギ（狚師）犬として飼育されていました。

明治時代に闘犬が盛んになった事で、より犬を強くしようと洋犬等の他犬種との交配により雑種化が進みました。秋田犬が雑種化してきたことを憂い昭和2年に当時の大館町長、泉茂家氏が発起人となって日本で最初の犬の団体「秋田犬保存会」を発足しました。会員は山奥の集落などに残る雑種化していない犬を探し出し頭数を少しずつ増やしていく地道な活動を続け、会の発足から4年後の（昭和6年7月31日）、日本犬として初めて天然記念物の指定を受けました。

秋田犬は日本原産の天然記念物に指定された7犬種の内、唯一の大型犬です。特徴としては、立耳、巻尾、他の日本犬より大きいこと。性格は基本的小となしく利口、飼い主に従順。毛色は「赤毛」「白毛」「虎毛」の3色。

写真提供：秋田県観光連盟 文：公益社団法人 秋田犬保存会

目 次

巻頭言

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会会長 山岡 緑三郎 1

お祝いの言葉

秋 田 県 知 事 佐竹 敬久 3
秋 田 市 長 穂積 志 4
公益社団法人全国産業資源循環連合会会長 永井 良一 5

謹賀新年

会 員 一 同 6

行政だより

行政機関等からのお知らせ 9

協会だより

【全産連等関係】

公益社団法人全国産業資源循環連合会第10回定時総会 13
第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会 14
産業廃棄物処理業許可申請講習会等 15

【県協会関係】

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会第9回通常総会 17
理事会 委員会 19
令和2年度環境・保健事業功労者表彰式（秋田県知事表彰） 21
秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会 22
会員研修会 23
親睦ゴルフ大会 24
不法投棄未然防止啓発活動事業（クリーンアップ活動） 25
支部長あいさつ 2021年の抱負 30

【青年部会関係】

青年部会長あいさつ 2021年の抱負 33
青年部会第9回通常総会 運営委員会 34
青年部会令和2年度研修会 35
青年部会だより 46

協会からのお知らせ

協会への入会のおすすめ 47
新規入会会員と会員数について 48
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入について 49
協会ホームページについて 51
環境省パンフレットから 52
編集後記 65



ごあいさつ

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

会長 山岡 緑三郎

新年あけましておめでとうございます。

2021年が始まりました。昨年は世界にとって苦難の一年だった。新型コロナウイルスの感染爆発は世界の景色を一変させた。経済活動には急ブレーキがかかり、世界のあちこちで分断やきしみが目立った。今年はそこから立ち上がる「再起動」の年にしたい。

元旦の新聞の一文です。今年之最優先課題はコロナ感染封じ込めであることは言うまでもありませんが、希望と光となるコロナワクチンの開発が急速に進み、その効果をあげれば国際的な人の往来も再開できる可能性、そして1年延期して今年7～9月に予定する東京五輪・パラリンピックの成功もワクチンの普及がカギになるといわれています。

コロナ対策とともに地球温暖化対策も進めていかなければならない重要課題の一つです。

地球の平均気温は産業革命以前から1度前後上昇し、アジア、中米ではサイクロン、アフリカではバッタの大群が農作物を荒らし、オーストラリア、米国では、前例のない熱波や山火事が起きています。菅義偉首相は、50年までの温暖化ガスの排出ゼロを表明しました。50年までのカーボンゼロは世界の気温上昇を1.5度に抑えるのに必要な温暖化ガス削減の道筋であり、菅首相の話す通り、気候変動対策は、経済成長への障害ではなく、経済成長の原動力になるといえます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業を中止せざるを得ない状況となりましたが、そんな中であって、1月の会員研修会、6月の通常総会・表彰式、10月のクリーンアップ活動を実施いたしました。

1月の新年研修会では、秋田県生活環境部環境整備課の生魚利治様から、災害廃棄物等の対応について御講演をいただきました。全国各地で大雨による自然災害が発生しており、協会といたしましても、秋田県からの災害廃棄物処理協定に基づく協力要請等があった際は、万全の態勢で対応していきたいと考えております。

6月の通常総会は人数を絞っての開催となりました。会員に「コロナの状況を踏まえ、できる限り委任状で参加」を呼びかけたところ、多くの会員から委任状をいただき感謝いたしております。また、同日開催の秋田県協会会長表彰式も人数を絞って行い、1社と9名の方々を表彰いたしました。

10月の不法投棄未然防止啓発活動（クリーンアップ活動）では、多くの会員の方々が、全県22地点で、地域と一体となって不法投棄廃棄物の撤去を行いました。コロナ禍で実施も危ぶまれましたが、各地区地域協議会の「不法投棄ゼロ」の強い思いから、これまで通り全地区で実施でき、平成9年から続いている協会の社会貢献活動が継続できたことを大変誇りに思っております。

そして、去年は、秋田県から「環境保全センターの使用許可に係る手続の見直し」について意見を求められ、これに対応するため研修会や意見交換会を開催した一年でもありました。3月にはセンター利用会員への意見照会や理事会による協議、8月には役員、適正処理委員会委員、青年部会長が出席し、県環境整備課高橋正嘉課長、田村高志班長、佐々木典子主査をお招きしての意見交換会、10月には全会員への意見照会、11月には田村班長を講師に県北支部研修会、12月には田村班長、佐々木主査を講師に中央支部研修会をそれぞれ開催しました。また、青年部会では、10月にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ県環境整備課の田村班長と佐々木主査をパネリストにお招きし、パネルディスカッション形式で意見交換会が行われました。これら一連の研修会等で多くの会員から意見をいただき、12月には協会としての意見を県に提出しております。

また、協会事業ではありませんが、田村典美理事が環境・保健事業功労者部門の秋田県知事表彰を、石黒望理事が産業廃棄物関係事業者功労部門の環境大臣表彰を、それぞれ受賞されました。お二人の受賞は産業廃棄物処理における日ごろの業績が高く評価されたものであり、協会としても誇らしく思っております。

このような一年でありましたが、多くの会員企業から協会運営にご参加とご協力をいただき心より感謝申し上げますとともに、今後とも、秋田県の産業廃棄物処理を担う団体として、諸事業を通じて県民からの信頼を得ていきたいと考えておりますので、ご協力とご支援をいただけますようお願い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルス感染拡大が収まらない状況が続いておりますが、この一年が会員のみなさまにとって希望をもって歩んでいくことができる年になることをお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

秋田県知事 佐竹 敬久

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が世界的規模で流行し、県内でも感染が確認され、県内経済も大きな影響を受けましたが、そうした中でも、旧雄勝町出身の菅義偉氏が本県出身者として初めて内閣総理大臣に就任するとともに、サッカーJ3のブラウブリッツ秋田がリーグ優勝・J2昇格を決めるなど、多くの県民に勇気と希望をもたらす明るい話題があったほか、イーゴス・アショアの新屋演習場への配備計画については最終的に国が撤回を決定しております。

県政の推進においては、感染症の拡大により足踏み状態となった重点施策もありましたが、懸案の人口減少問題では、これまでの取組の成果に加え、感染症の拡大に伴う県外転出の抑制傾向などから、直近1年間の社会減が19年ぶりに3千人を割り込みました。また、農業では、令和元年度の京浜中央市場への「えだまめ」の年間出荷量が初の全国トップ、「しいたけ」が初の販売三冠王になるとともに、県産米の新品種の名称が「サキホコレ」に決定し、令和4年の本格デビューに向けた準備が順調に進んでおります。さらに、再生可能エネルギー関連では、洋上風力発電や地熱発電の取組が進捗するなど、本県のポテンシャルを生かした事業が動き出しております。

今般のコロナ禍を契機として、社会経済情勢や価値観の急激な変化が見込まれており、今後は、地方回帰や世界的な温暖化防止の流れなどの動向をよく見極め、時代の要請を追い風とし得る施策の展開を図っていくことが重要になるものと考えております。

また、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、廃棄物処理は国民生活を支える必要不可欠なインフラと位置づけられており、廃棄物の処理業者には、十分に新型コロナウイルス感染症への感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。

今年は、引き続き、感染症の状況を注視しつつ、医療・検査体制の確保や感染拡大防止と経済対策の両立に取り組むとともに、最終年度を迎える「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」については、デジタルトランスフォーメーションの推進や首都圏等からの人材誘致、本県の強みを生かした産業振興、災害に強い県土づくりなどに取り組み、その着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

結びに、新しい年が皆様にとって希望に満ちた飛躍の年となりますようご祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。



新年のご挨拶

秋田市長 穂積 志

あけましておめでとうございます。

秋田県産業廃棄物協会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日頃より市政の運営に際しまして特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、全国公募により決定した2020年の「今年の漢字」が「密」であったことが象徴しているように、全世界が新型コロナウイルス感染症に翻弄される1年でした。現在も感染収束の兆しは見えませんが、協会会員の皆様には、同感染症に係る廃棄物をはじめ、様々な廃棄物の処理にご尽力いただいていることに、大変心強く思っております。

本市としましても、市民にマスク着用、手洗い、3密の回避といった基本的な感染予防の徹底を呼びかけるとともに、商業施設、職場、学校、病院などそれぞれの感染対策に万全を期するよう促してまいりますので、引き続き、廃棄物の適正処理へのご協力をお願い申し上げます。

さて、コロナ禍にあつて、本市にとって歴史的な喜ばしいニュースもありました。本市を拠点とするプロサッカーチームのブラウブリッツ秋田がJ3優勝とJ2昇格を決め、市民に大きな勇気と元気を与えてくれました。来シーズンからは、より高いステージでの戦いとなりますが、市民・県民に一層愛されるチームとして、さらなる飛躍を期待するとともに、本市の活力につながっていくことを切に願っております。

一方、市政に目を移しますと、向こう5年間の市政運営の基本方針となる第14次総合計画の策定作業が本格化しています。時代の大きな転換点にあつて、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市を、ともに「創」り、ともに「生」きるための計画として、名称を「県都『あきた』創生プラン」とし、都市としての魅力を高めていくための5つの「創生戦略」を掲げております。環境分野の戦略は、「未来につなぐ環境立市あきたの推進」と設定し、温室効果ガスの排出抑制によるゼロカーボンを進進していくために、現在、地球温暖化対策実行計画の改定作業を進めているところであり、市民、事業者、NPO法人などとの連携・協働により、温室効果ガス排出削減に積極的に取り組むこととし、これまでの家庭向けの太陽光発電設備やペレットストーブへの補助、中小企業向けの省エネルギー設備への導入補助などに加え、脱炭素社会に向けて再生可能エネルギーの普及・利用促進など、さらに効果的な施策を検討しているところです。

今年は、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、コロナ収束後の社会を見据えて市勢発展に向けた歩みをさらに進めてまいりますので、皆様からのさらなるお力添えを賜りますよう改めてお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のさらなるご活躍を祈念し、念頭のご挨拶といたします。



年頭所感

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井 良一

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は、当連合会の諸事業に対し、皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が世界中で問題となった一年でありました。我が国では、昨年1月中旬に初めて感染者が確認されて以降、国内の感染者が増加し、3月に東京オリンピック・パラリンピックの延期が決定、4月から5月にかけて全国に緊急事態宣言が発令されるに至りました。その後、5月下旬に緊急事態宣言が解除、7月からは「Go To トラベル」のキャンペーン等が開始されたことにより、低迷していた景気が回復基調を示し始めた矢先、11月に入り感染者が急増するというめまぐるしさでした。

産業廃棄物処理業では、特に感染性産業廃棄物を取扱う事業者においては、新型コロナウイルス感染症に最大限の注意を払わなければなりません。また、この問題が長期化すればするほど、業界全体への経済的な悪影響も懸念されるところであります。本年もこのような状況が相当期間続くことが予想されることから、今後の状況を注視していく必要があると考えております。

さて、産業廃棄物処理業界は、安心・安全な産業廃棄物処理の確保に加え、近年は循環型社会や低炭素社会の実現に向けた資源循環の取組が強く求められるようになっていきます。本業界がこの社会的な要請に応えるためには、適正処理を確保することのみならず、廃棄物から資源・エネルギーをつくり出す産業への展開を加速することが必要です。

昨年12月には、廃棄物処理法が制定され産業廃棄物処理業が誕生して50年の節目を迎えました。本年は、これからの新たな半世紀を見据え、資源循環を牽引する本業界の健全な発展を図るため、連合会が提唱している「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」の制定に向け、連合会政治連盟と連携し、この振興法制定の活動を一段と進めて参ります。

また、資源循環の事業を展開していくには、その事業に従事する人材の育成・確保が大切です。当連合会は、産業廃棄物処理業務に従事する者のレベルアップを図るため「業務主任者資格」の試行試験等を行い、同資格制度の創設を目指します。このほか、本業界への技能実習生の受入体制の整備や労働災害防止体制の強化などに取り組んでいきます。

貴協会におかれましては、業界発展のための歩みを連合会と一致団結して進めていただきますようお願い申し上げます。皆様の尚一層のご指導ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

本年が皆様にとりまして、健やかな一年となりますようにお祈り致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会
会 員 一 同
(1 8 8 社 令和 2 年 12 月現在)

○ 鹿角市

(株)コステー鹿角
(株)米村組
(株)田口産業
(株)柳沢建設
(有)セイキ

(有)かづのクリーンサービス
(有)ホクセイ
八重樫建設(株)
鹿角衛生協業組合
(有)ツヅキ商会

北上石灰(株)
丸佐運送(資)
鹿角アスコン協同組合
(有)ランドハウス日総

○ 小坂町

小坂通運(株)
グリーンフィル小坂(株)

小坂製錬(株)
エコシステム小坂(株)

(株)現代

○ 大館市

(株)タイセイ
(株)大森土木
茨城クリーン(有)大館支店
東北ビル管財(株)
(有)ササキ商店
(資)近江商店
(株)エコリサイクル

エコシステム秋田(株)
DOWA 通運(株)秋田支社大館営業所
大館広域清掃(株)
エコシステムジャパン(株)秋田営業所
松橋商店
(有)タキグチ
北秋容器(株)

エコシステム花岡(株)
佐藤建設(株)
花岡土建(株)
(有)山田工業
(有)吉田興業
(株)エコリサイクル KATAOKA

○ 北秋田市

(有)丸栄建設
朝日建設(株)
(株)芳賀工務店

(株)合川環境
(有)ビルド・ミヤノ

(株)佐藤庫組
(株)タクト

○ 能代市

(株)能代清掃センター
能代運輸(株)
中田建設(株)
(株)今野興業

(株)ダイニチ
(株)能代資源
畑クリーンサービス(株)

(有)宮腰商事
米代トラック(株)
秋田エコラッシュ(株)

○ 三種町

三種開発(有)

成田建設(株)

田中建設(株)

○ 秋田市

(企)秋田北部清掃興業
 (有)エム・アール・エス・コーポレーション
 山岡工業(株)
 (有)秋田環境保全
 (株)阪東商店
 大洋ビル管理(株)
 山元建設(株)
 (株)浜田建設
 オークス(株)
 メタル化工センター
 (株)鈴兼工務店
 (株)東環
 (株)ストーン
 (株)工藤興業
 (株)石黒建設工業
 (株)リーテックス

秋田協同清掃(株)
 (有)高島興業
 豊興産(株)
 (有)太平
 (有)奥野商店
 (株)協和商事
 エス・ユー開発(株)
 中央商建(有)
 (株)三勇建設
 カイテン(株)
 (株)東北ビルカンリ・システムズ
 (株)伊太土木
 (有)清水産業
 工藤建設(株)
 (株)秋田エスエス商運
 (株)ナチュラルエナジージャパン

(株)田村建設
 (株)山二
 (株)北日本ウェスタン商事
 (有)池孝建設
 (株)秋田鉄機
 (有)加藤四郎商店
 (株)加賀屋組
 (株)英明工務店
 (株)河辺清掃社
 (株)青南商事秋田支店
 東北興産(株)秋田営業所
 (株)アーバック
 (株)セイフコ秋田支店
 (株)ハンエイ
 (株)ミライト
 (有)海星運送秋田

【賛助会員】

コベルコ建機日本(株)秋田営業所
 (株)ブラウブリッツ秋田
 (株)秋田県分析化学センター
 (一財)秋田県総合公社
 秋田製錬(株)

○ 男鹿市

男鹿清掃興業(株)
 (有)原田興業

(株)清水組
 高橋産業(有)

ENEOS 男鹿(株)
 (有)小野建材

○ 潟上市

ユナイテッド計画(株)
 (有)コレクト

秋田瀝青建設(株)
 藤原工業(株)

(有)日製産業
 (有)佐藤産業

○ 井川町

門間工業(有)

○ 大潟村

鹿島道路(株)大潟合材製造所

○ 由利本荘市

(株)昭和興業

(有)鈴木土建

(有)本荘クリーンセンター

(株)さいせい

(有)大沢建設本荘由利産廃処理センター

(株)サトウ重機

(有)ダスト・クリーン

(株)大滝

(有)本荘浜砂利店

○ にかほ市

佐藤化学工業(株)

(株)三共サービス

三衛クリーンサービス(株)

○ 大仙市

(株)サイテクト

(株)小笠原組

高吉建設(株)

(有)丸橋産業

加藤産業(株)

(株)フジタ農工

(株)秋田県南重機

Takamitsu(株)

(有)太陽環境保全

(資)大成

(有)仙北建設

(有)大清重機

(有)久栄社

武藤清掃

(株)木村土木

(有)廣大産業

○ 美郷町

(株)マルコ産業

(有)齋景産業

はりま建設(株)

(株)企業さきがけ

○ 仙北市

(有)千秋恒産

(株)鈴建興業

万六建設(株)

(株)畠山建設工業

○ 横手市

(株)羽後環境

(株)ミタケ

(株)大屋産業

(有)西部環境保全

(株)山本産業

(有)川津商事

(株)佐藤組

(有)横手清掃興業

(株)吉田建設

(有)横手クリーンセンター

ヨコウン(株)

(有)横手環境管理サービス

(株)アドバンス環境

(株)宮川工業

五十嵐建設(株)

(株)高善

(有)平鹿清掃興業

渡部工業(有)

(資)大森産業

○ 湯沢市

(株)松田

(有)フジヤマクリーン

(株)ささき

京葉アドバンス物流(株)

(株)湯沢クリーンセンター

(株)出羽運輸

○ 羽後町

(株)クリーンカンパニー

行政機関等からのお知らせ

令和2年(2020年)に行政機関からの産業廃棄物に関する通知等文書及び、「ばっきゃ」33号の発行にあたっての秋田県からのお知らせを掲載します。

<秋田県からの通知>

【無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について(通知)】

(部長通知 令和2年1月7日 環備-455 2020.1.15 協会ホームページ掲載)

【令和元年台風19号及び同年台風21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令に定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について(通知)】

(部長通知 令和2年1月8日 環備-462 2020.1.9 協会ホームページ掲載)

【廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について(通知)】

(部長通知 令和2年年1月28日 環備-484 2020.2.3 協会ホームページ掲載)

【廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について(通知)】

(部長通知 令和2年2月7日 環備-495 2020.2.7 協会ホームページ掲載)

【優良産廃処理業者認定制度の運用について(通知)】

(部長通知 令和2年3月2日 環備-534 2020.3.3 協会ホームページ掲載)

【新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)】

(部長通知 令和2年3月6日 環備-546 2020.3.6 協会ホームページ掲載)

【秋田県環境保全センターの使用料金の改正について(通知)】

(部長通知 令和2年3月27日 環備-621 2020.3.31 協会ホームページ掲載)

【優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション21と同等とみなされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」の取扱いについて(通知)】

(部長通知 令和2年4月2日 環備-12 2020.4.3 会員周知)

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について(通知)】

(部長通知 令和2年4月2日 環備-19 2020.4.3 会員周知)

【優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）】

（部長通知 令和2年4月3日 環備-22 2020.4.3 会員周知）

【緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）】

（部長通知 令和2年4月9日 環備-72 2020.4.9 協会ホームページ掲載・会員周知）

【廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について（通知）】

（部長通知 令和2年4月13日 環備-84 2020.4.14 協会ホームページ掲載）

【廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & Aの更新について（通知）】

（部長通知 令和2年4月27日 環備-121 2020.4.28 協会ホームページ掲載）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）】

（部長通知 令和2年5月11日 環備-137 2020.5.11 協会ホームページ掲載）

【新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について（通知）】

（部長通知 令和2年5月11日 環備-138 2020.5.11 協会ホームページ掲載）

【新型コロナウイルス対策におけるアルコール検知器の使用に当たっての留意事項について（通知）】

（部長通知 令和2年5月14日 環備-149 2020.5.14 協会ホームページ掲載）

【新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針の変更及び業種ごとの感染拡大防止のためのガイドラインの策定について（通知）】

（部長通知 令和2年5月18日 環備-162 2020.5.18 協会ホームページ掲載）

【新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）】

（部長通知 令和2年5月18日 環備-164 2020.5.19 協会ホームページ掲載・会員周知）

【廃棄となった牛・豚の原皮の処理について（通知）】

（部長通知 令和2年5月28日 環備-181 2020.5.29 協会ホームページ掲載 会員周知）

【産業廃棄物処理作業時等における熱中症対策について（通知）】

（部長通知 令和2年6月16日 環備-232 2020.6.18 協会ホームページ掲載）

【廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について（通知）】

（部長通知 令和2年6月18日 環備-236 2020.6.19 協会ホームページ掲載）

【新型コロナウイルス感染症対策の周知について（通知）】

（部長通知 令和2年7月10日 環備-268 2020.7.10 協会ホームページ掲載）

【令和3年度産業廃棄物処理助成事業の募集について（依頼）】

（部長通知 令和2年7月15日 環備-275 2020.7.15 協会ホームページ掲載）

【廃棄物の収集運搬作業時における新型コロナウイルス感染症対策についての動画の周知について（通知）】

（部長通知 令和2年8月4日 環備-294 2020.8.5 協会ホームページ掲載）

【新型コロナウイルス感染症拡大下における廃棄物の円滑な処理について（通知）】

（部長通知 令和2年8月11日 環備-301 2020.8.11 協会ホームページ掲載）

【9月1日以降の新型コロナウイルス感染症対策の周知について（依頼）】

（部長通知 令和2年9月3日 環備-333 2020.9.4 協会ホームページ掲載）

【建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～の策定及び推進について（通知）】

（部長通知 令和2年10月13日 環備-411 2020.10.13 協会ホームページ掲載）

【低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ーの改定について（通知）】

（部長通知 令和2年11月4日 環備-438 2020.11.4 協会ホームページ掲載）

【高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等の使用された機器の保有状況の確認及び早期処理について（依頼）】

（部長通知 令和2年11月6日 環備-443 2020.11.9 協会ホームページ掲載）

【12月1日以降の新型コロナウイルス感染症対策の周知について（依頼）】

（部長通知 令和2年12月3日 環備-494 2020.12.4 協会ホームページ掲載）

【環境保全センターの使用許可に係る手続等要綱の策定及び会員への周知について（依頼）】

（部長通知 令和2年12月12日 環備-518 2020.12.24 協会ホームページ掲載・会員周知）

【12月25日以降の新型コロナウイルス感染症対策の周知について（依頼）】

（部長通知 令和2年12月28日 環備-536 2020.12.28 協会ホームページ掲載）

<「ばっきゃ」33号の発行にあたっての秋田県からのお知らせ>

【廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策について】

廃棄物の処理業者は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられており、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止及び廃棄物事業の安定的な継続のため、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年9月環境省）」の内容を踏まえた必要な対策を実施して下さるようお願いいたします。

【産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和元年度）について】

秋田県における10トン以上の不法投棄等の新規発見件数はゼロでしたが、小規模な不法投棄は79件（秋田市を除く）見つかっています。その多くは一般廃棄物でしたが、このうち、産業廃棄物と思われるものも2件ありました。

小規模な不法投棄の発見件数はここ数年横ばい傾向にあります。さらに減少させることができるよう、県では、不法投棄監視や事業所への立入調査を実施することにより、不法投棄等の未然防止や早期対応による拡大防止を図ります。協会員の皆様には、引き続き、未然防止に係る普及啓発に対し御協力くださるようお願いいたします。

【PCB廃棄物等の処理の推進について】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処分期間の期日が迫ってきております。

県では、PCB廃棄物及び使用製品の保有状況等について、掘り起こし調査を実施するなど、期間内処理の完了に向けた取り組みを推進しております。協会員の皆様におかれましても、倉庫や空き部屋等にPCB廃棄物が残置されていないか、改めて御確認くださるようお願いいたします。

【秋田県環境保全センターの適正な利用に向けて】

D区処Ⅱ期処分場が令和2年5月から供用を開始したことを踏まえ、「環境保全センターの使用許可に係る手続等要綱」を策定しました。令和3年1月から3月までを要綱の周知期間とし、令和3年4月1日から施行いたします。協会員の皆様には、御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、今後とも、環境保全センターの適正な利用をお願いいたします。

公益社団法人全国産業資源循環連合会第10回定時総会

公益社団法人全国産業資源循環連合会第10回定時総会は新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を考慮し、一同に集まっての総会は開催せず、議案の決議については、書面による「みなし決議」で行われ、原案通り議案の承認を行いました。

なお、役員改選において、当協会の山岡緑三郎会長が全産連理事として就任されております。

また、全産連会長表彰では、当協会から12名及び2社の方々表彰されておりますが、例年総会時に開催している表彰式は開催せず、受賞者の方々には、表彰状と記念品が被表彰者に送付されました。

【議事】

第1号議案 令和元年度事業報告並びに令和元年度決算案承認の件

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件

【全産連会長表彰】(秋田県産業廃棄物協会受賞者)

功労者表彰 大塚 勝栄 様 株式会社能代清掃センター 代表取締役

地方功労者表彰 山脇 精悦 様 株式会社タイセイ 代表取締役

地方優良事業所表彰 株式会社 松田 代表取締役社長 松田悦子 様
" 有限会社 丸栄建設 代表取締役 山内勝 様

優良従事者表彰 藤山 詩朗 様 有限会社 フジヤマクリーン
" 藤原 昇 様 株式会社 クリーンカンパニー
" 山田 稔 様 有限会社 横手清掃興業
" 浪岡 和弘 様 DOWA通運 株式会社
" 渋谷 誠 様 エコシステム秋田 株式会社
" 佐々木靖則 様 佐藤建設 株式会社
" 鈴木 雅人 様 山岡工業 株式会社
" 佐藤 昭次 様 三衛クリーンサービス 株式会社
" 吉田 敏樹 様 有限会社 高島興業
" 佐藤 康春 様 三衛クリーンサービス 株式会社

第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会

廃棄物関連3団体（全国産業資源循環連合会、日本産業廃棄物処理振興センター、産業廃棄物処理事業振興財団）の主催による「第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会」は、11月27日に東京都で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し中止となりました。

【環境大臣表彰】

今年度の環境大臣表彰を当協会の石黒望理事・総務委員会委員長が受賞され、12月8日に秋田県生活環境部長室にて、表彰状の伝達式が行われました。

伝達式には、受賞者の石黒望様と当協会の山岡緑三郎会長も出席し、鎌田雅人生活環境部長、川村之聡次長、高橋正嘉環境整備課長らから祝福をいただきました。

環境大臣表彰受賞区分	産業廃棄物関係事業功労者
受賞年月日	令和2年11月27日
伝達式日程・場所	令和2年12月8日 秋田県生活環境部長室



産業廃棄物処理業許可申請講習会等

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の産業廃棄物処理許可申請等に関する講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮して、講義はリモートで受講し、修了試験はそれぞれの試験会場で行う暫定講習会として実施されました。

修了試験は、各会場とも通常の半数以下の人数に制限して、マスクの着用、検温と消毒、机と椅子等のアルコール消毒など、徹底した準備により実施いたしました。

秋田県においては、混合（産廃処分、特管収運、特管処分）1回、産廃収集運搬新規3回、産廃収集運搬更新3回、特別管理産廃責任者2回、それぞれ秋田県社会福祉会館を会場として修了試験が行われました。

公益社団法人全国産業資源循環連合会の委託により開催を予定しておりました電子マネーテスト操作体験セミナーは中止といたしました。



検温



消毒



受付



机と椅子の消毒

【混合（産廃処分、特管収運、特管処分）】

- 1 開催日 令和2年8月31日（月）
- 2 会場 秋田県社会福祉会館 2階展示ホール
- 3 受験者数 19名
(産処15名、特収10名、特処5名)
- 4 概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部 参与 松尾邦彦
- 5 修了試験 試験時間
(産処40分、特収50分、特処60分)



【産廃収集運搬（新規）上期】

- 1 開催日 令和2年9月1日（火）、9月2日（水）
- 2 会場 秋田県社会福祉会館 2階展示ホール
- 3 受験者数 32名（9/1 24名、9/2 8名）
- 4 概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部 参与 松尾邦彦
- 5 修了試験 試験時間40分



【産廃収集運搬（新規）下期】

- 1 開催日時 令和2年12月1日（火）午前、午後
- 2 会場 秋田県社会福祉会館 10階大会議室
- 3 受験者数 44名（午前20名、午後24名）
- 4 概要説明 （公財）日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部 参与 永島裕久
- 5 修了試験 試験時間40分



【産廃収集運搬（更新）】

- 1 開催日 令和2年9月1日（火）、
9月2日（水）、9月3日（木）
- 2 会場 秋田県社会福祉会館 2階展示ホール
- 3 受験者数 123名
（9/1 50名、9/2 49名、9/3 24名）
- 4 概要説明 （公財）日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部 参与 松尾邦彦
- 5 修了試験 試験時間30分



【特別管理産業廃棄物管理責任者】

- 1 開催日 令和2年9月1日（火）、9月2日（水）
- 2 会場 秋田県社会福祉会館 2階展示ホール
- 3 受験者数 38名（9/1 24名、9/2 14名）
- 4 概要説明 （公財）日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部 参与 松尾邦彦
- 5 修了試験 試験時間30分



【電子マニフェスト操作体験セミナー】

中止

令和2年度の電子マニフェスト操作体験セミナーは、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止といたしました。

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会第9回通常総会



令和2年6月5日(金)、ホテルメトロポリタン秋田にて、第9回通常総会を開催いたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、総会時に開催していた研修会と交流会は中止とし、通常総会は出席者の人数を絞り、来賓はお招きせず開催いたしました。

議事に先立ち会長表彰を行い、功労者表彰5名、優良事業所表彰1社、優良従事者表彰3名の方々を表彰いたしました。

議事では、正会員数183名に対して、出席165名(出席19名、委任状146名)で過半数を超えている旨の報告の後、後藤薫副会長を議長に選出し、第1号議案「令和元年度事業報告並びに財務諸表承認の件」、第2号議案「役員改選の件」、報告事項「令和2年度事業計画及び収支予算報告の件」の3議案を審議し、いずれも原案通り承認されました。

※令和2年度の役員名簿は20ページに記載しております。



【第9回通常総会の概要】

- 1 開会
- 2 会長挨拶 会長 山岡 緑三郎
- 3 祝電披露
- 4 表彰
- 5 議長選出 副会長 後藤 薫
- 6 議事録署名人選出
- 7 議事 議案第1号 令和元年度事業報告並びに財務諸表承認の件
議案第2号 役員改選の件
報告事項 令和2年度事業計画及び収支予算報告の件
- 8 その他
- 9 閉会

【秋田県産業廃棄物協会会長表彰】

◆功労者表彰

山内 勝 様	有限会社 丸栄建設 代表取締役
靱山 一人 様	男鹿清掃興業 株式会社 代表取締役
田村 典美 様	株式会社 田村建設 取締役会長
木村 勝幸 様	株式会社 木村土木 代表取締役
上田 卓巳 様	有限会社 西部環境保全 代表取締役
高橋 亘 様	株式会社 マルコ産業 代表取締役

◆優良事業所表彰

株式会社 阪東商店 代表取締役 高崎 秀雄 様

◆優良従事者表彰

堀 広志 様	山岡工業 株式会社
工藤 兼二 様	大洋ビル管理 株式会社
高橋 洋 様	有限会社 横手清掃興業

※表彰式は、人数を絞って（功労者表彰の方々が出席）開催いたしました。



理 事 会 委 員 会

理事会、委員会の開催状況は、以下のとおりです。

【 理事会 】

<令和元年度第3回>

- | | |
|----------|---|
| 1 開催日・場所 | 令和2年3月24日（火）ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 理事18名、監事2名、青年部会長 事務局 |
| 3 議題 | (1) 令和元年度の決算見込と事業報告について
(2) 来年度事業計画（骨子案）予算（骨子案）について
(3) 来年度表彰事業について
(4) 協会規程等の改定について
(5) 会員の入会・退会について |

<令和2年度第1回>

- | | |
|----------|---|
| 1 開催日・場所 | 令和2年5月20日（水）ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 理事13名、監事2名、青年部会長、事務局 |
| 3 議題 | (1) 第9回通常総会の議事について
1) 令和元年度事業報告及び決算報告について
2) 令和2年度事業計画及び収支予算について
3) 役員改選について
(2) 令和元年度会長表彰について
(3) その他 令和2年度労働災害防止計画について |

<令和2年度第2回>

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 開催日・場所 | 令和2年8月18日（火）ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 理事17名、監事2名、青年部会長、事務局 |
| 3 議題 | (1) 今年度の事業について |

<令和2年度第3回>

- | | |
|----------|--|
| 1 開催日・場所 | 令和2年12月3日（木）ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 理事15名、監事1名、青年部会長、事務局 |
| 3 議題 | (1) 今年度事業の進捗状況について
(2) 来年度事業について
(3) 秋田県環境保全センターの使用許可に係る
手続きの見直しについて
(4) その他 青年部会からの報告 |

【 総務委員会 】

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 開催日・場所 | 令和2年8月25日（火）ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 委員8名、会長、事務局 |
| 3 議題 | (1) 委員長、副委員長の選出について
(2) 協会運営について |

【 研修・広報委員会 】

- 1 開催日・場所 令和2年8月25日(火) ホテルメトロポリタン秋田
 2 出席者 委員8名、会長、事務局
 3 議題 (1) 委員長、副委員長の選出について
 (2) 1月の会員研修会について
 (3) 会報「ばっきゃ」の編集について

【 適正処理委員会 】

- 1 開催日・場所 令和2年8月18日(火) ホテルメトロポリタン秋田
 2 出席者 委員9名、会長、事務局
 3 議題 (1) 委員長、副委員長の選出について
 (2) 適正処理委員会事業について

令和2年度役員及び委員会委員

役員	() は所属委員会	◎委員長 ○副委員長	委員会支部委員
会長	山岡 緑三郎	山岡工業(株)	<総務委員>
副会長	小山 光弘	エコシステム秋田(株) (適正処理)	成田 陽道 (有)かづのクリーンサービス
	後藤 薫	(株)羽後環境 (○総務)	工藤 威光 (株)エコリサイクルKATAOKA
理事	八重樫 學	八重樫建設(株) (適正処理)	戸井田喜美雄 (株)河辺清掃社
	豊口 裕	鹿角衛生(業) (総務)	松川 一浩 秋田協同清掃(株)
	山内 勝	(有)丸栄建設 (○研修広報)	高橋 祥亨 Takamitsu(株)
	山脇 精悦	(株)タイセイ (研修広報)	土谷 久男 (株)アドバンス環境
	大塚 勝栄	(株)能代清掃センター (総務)	<研修広報委員>
	中田 範彦	中田建設(株) (研修広報)	笹村 邦夫 花岡土建(株)
	靱山 一人	男鹿清掃興業(株) (◎研修広報)	谷口 浩治 (株)エコリサイクル
	平野 久貴	ユナイテッド計画(株) (◎適正処理)	加賀屋賢二 (株)加賀屋組
	石黒 望	豊興産(株) (○総務)	児玉 弘 エス・ユー開発(株)
	田村 典美	(株)田村建設 (適正処理)	藤山 詩朗 (有)フジヤマクリーン
	内村 和人	大洋ビル管理(株) (総務)	鈴木 長武 (有)横手クリーンセンター
	堀 茂	(株)さいせい (○適正処理)	<適正処理委員>
	遠藤 直	三衛クリーンサービス(株) (総務)	小林 郷司 朝日建設(株)
	木村 勝幸	(株)木村土木 (適正処理)	五十嵐弘悦 東北ビル管財(株)
	寺田 誠	(株)企業さきがけ (研修広報)	相原 博元 (株)浜田建設
	菅原 良一	(株)松田 (総務)	石黒 学 (株)石黒建設工業
	上田 卓巳	(有)西部環境保全 (研修広報)	黒山 誠 加藤産業(株)
監事	高島 慶人	(有)高島興業	吉田 博行 (株)吉田建設
	高橋 亘	(株)マルコ産業	

令和2年度環境・保健事業功労者表彰式 (秋田県知事表彰)

秋田県では、毎年、環境事業並びに保健事業に功労された方を表彰しており、令和2年度の表彰式が令和2年11月13日に行われ、当協会の田村典美理事が、生活環境改善事業功労者において秋田県知事表彰を受賞されました。

なお、本年度の授賞式は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から受賞者本人のみの出席により執り行われました。

本表彰は、昭和51年から行われておりますが、産業廃棄物処理業が対象となったのが、平成30年のからであり、本協会からは令和元年度から受賞を受けており、今年度が2回目の受賞となります。

- 1 開催日時 令和2年11月13日
- 2 場 所 秋田県庁「正庁」
- 3 次 第
 - 1 開会
 - 2 秋田県副知事式辞
 - 3 表彰状・感謝状授与
 - 4 受賞者代表あいさつ
 - 5 閉会



4 協会受賞者

田村 典美 様 株式会社 田村建設 取締役会長



秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会

廃棄物の不法投棄など不適正処理を防止するとともに、迅速かつ的確な対応により環境保全を図るため、関係機関による「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」が平成6年度に設置され、当協会も構成機関として参画しております。

今年度の協議会は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から書面開催となり、当協会からは、令和元年度の協会のクリーンアップ活動について報告いたしました。

〔協議会構成機関〕

秋田県生活環境部環境整備課 秋田市環境部廃棄物対策課
 秋田県都市清掃協議会 秋田県警察本部生活安全部生活環境課
 秋田県警察本部刑事部組織犯罪対策課 秋田海上保安部警備救難課
 一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

【協議会】

- 1 開催日時（書面開催） 令和2年5月25日（月）
- 3 出席者 協議会構成機関
- 4 協議事項
 - （1）廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等に対する取組（指導取締）状況について
 - （2）令和元年度スカイパトロールの実施要領（案）について
 - （3）その他（情報交換など）

県内（秋田市を除く）不適正処理・不法投棄の現状
 （県環境整備課資料）

令和元年度中に発見された県内の不適正処理・不法投棄数は79件で、前年比19件の減少であった。発見された不適正処理・不法投棄のほとんどは一般廃棄物であったが、うち産業廃棄物の不法投棄は2件であり、不法投棄全体の約3%であった。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
不法投棄発見箇所数	116	104	92	72	73	98	79
うち産業廃棄物	12	10	4	6	5	11	2

（注）秋田県不法投棄監視員が発見したもの

【スカイパトロール】

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」の構成機関及び関係市町村が協力してヘリコプターによるスカイパトロールを実施しております。

令和2年度は7月14日に実施し、不法投棄が疑われる場所2か所が確認されました。



会 員 研 修 会

【1月 研修会】

令和2年1月24日ホテルメトロポリタン秋田にて、会員研修会を開催しました。

- 1 開催日時
令和2年1月24日
- 2 場所
ホテルメトロポリタン秋田
- 3 参加者 68名
- 4 研修内容・講師



- 講演 「 災害廃棄物の対応等について 」
講師 秋田県生活環境部環境整備課調整循環型社会推進班主任 生魚利治 氏
研修 「 産業廃棄物処理業における未熟練労働者の安全衛生教育について 」
秋田県産業廃棄物協会 事務局長 石郷岡 晋

【6月 研修会】

中止

【産業廃棄物処理実務者研修会 基礎コース】

中止

優 良 事 業 所 視 察 研 修

中止

令和2年度の優良事業所視察研修は、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止といたしました。

親 睦 ゴ ル フ 大 会

令和2年年9月15日、秋田南CCで「親睦ゴルフ大会」を開催いたしました。

晴れ時々曇りのまあまあなコンディションのもと、青年部会からも多数の参加があり、総勢20名が、親会として年一度の協会親睦ゴルフ大会で腕を競いました。

優勝争いは、暑さ対策をバッチリ決め後半スコアを伸ばした平野公貴プロが、高橋亘プロを逆転、石黒望プロの追い上げをかわし、見事初優勝を飾りました。

今年もパターのOK禁止にしたところ、30センチのパターを外す人が続出。「メンタル面を鍛える必要がある」と松山英樹プロのアドバイスが聞こえてきそうです。来年は「特別賞として「メンタル鍛えま賞」を作ったら面白いのではと思っています。賞に入らなかった方は、次回は頑張りましょう。



- | | |
|-------|---------------------|
| 1 開催日 | 令和2年9月15日 |
| 2 会 場 | 南秋田カントリークラブ |
| 3 参加者 | 20名 |
| 4 成 績 | |
| 優 勝 | 平野公貴 (ユナイテッド計画(株)) |
| 準優勝 | 高橋 亘 (株マルコ産業) |
| 第3位 | 石黒 望 (豊興産(株)) |
| | (4位以下は省略) |
| ニアピン賞 | 堀 茂 (株さいせい) |
| | 高橋 亘 (株マルコ産業) |
| | 石黒 慎 (豊興産(株)) |
| | 八重樫學 (八重樫建設(株)) |
| ドラコン賞 | 草薨作博 (株秋田県分析化学センター) |
| | 石黒 慎 (豊興産(株)) |
| ベスグロ賞 | 石黒 学 (株石黒建設工業) |
| 平和賞 | 八重樫學 (八重樫建設(株)) |
| 大波賞 | 靱山祐也 (男鹿清掃興業(株)) |



不法投棄未然防止啓発活動事業（クリーンアップ活動）

協会の大きな事業の1つである「産業廃棄物の不法投棄を防止する活動」を協会設立当初から毎年継続して実施しております。

平成4年度から平成8年度まではキャラバン隊を編成して全県市町村を巡回し、平成9年から18年度までは協会の独自事業として不法投棄物の撤去を行い、平成19年・20年度は県の事業「目指せ国体クリーンアップ」に参画しました。

平成21年度からは「不法投棄未然防止啓発活動等業務」を県から受託し、保健所単位で実施しているクリーンアップを通じた不法投棄未然防止活動について、重機等による投棄物の回収、処理施設への運搬・処分、広報等による活動成果のPRや不法投棄防止の啓発等を実施するとともに、各地区のクリーンアップに協会会員がボランティア参加し、不法投棄物の撤去作業を行っております。

令和2年度の事業概要及び各地区の実施状況は次のとおりでありました。

【令和2年度の事業概要】（当協会の中間集計）

実施期間	令和2年10月
実施箇所	22箇所（県北支部9 中央支部3 県南支部10）
参加人数	486名（うち産業廃棄物協会会員の参加人数194名）
撤去数量	廃家電1,350kg（38台（テレビ25 冷蔵庫6 洗濯機5 エアコン2）） 廃タイヤ等8,720kg 金属くず2,380kg 廃プラ等1,742kg 可燃ゴミ1,320g 不燃ゴミ6,280kg 合計21,792kg

各地区の実施状況

【大館保健所管内（鹿角・小坂地区）】

実施日	10月7日
撤去箇所	1か所（鹿角市小坂町字達部）
参加人数	50名（住民1、県職員19、市町村職員3、警察署2、産業廃棄物協会25）
参加会員	13社 （有）かづのクリーンサービス（有）ホクセイ 丸佐運送（合）（株）コステー鹿角 （株）米村組（有）セイキ（株）柳沢建設 小坂製錬（株）（株）現代 グリーフィル小坂（株） エコシステム小坂（株） 鹿角衛生協業組合 八重樫建設（株）



【大館保健所管内（大館地区）】

実施日 10月21日
 撤去箇所 2か所（大館市比内町八木橋地区、大館市片山字天神地区）
 参加人数 48名（住民12、県職員16、市職員3、警察署1 産業廃棄物協会16）
 参加会員 10社
 東北ビル管財(株) エコシステム秋田(株) (株)エコリサイクル KATAOKA
 (有)吉田興業 エコシステム花岡(株) 大館広域清掃(株) (株)エコリサイクル
 (株)大森土木 (株)タイセイ 北秋容器(株)



【北秋田保健所管内】

実施日 10月14日
 撤去箇所 3か所（上小阿仁村五反沢 上小阿仁村大林字梨木袋 北秋田市中屋敷）
 参加人数 48名（県職員26、市村職員3 産業廃棄物協会19）
 参加会員 6社
 (株)合川環境 (株)佐藤庫組 朝日建設(株) (株)タクト (有)丸栄建設 (株)芳賀工務店



協会だより【県協会関係】

【能代保健所管内】

実施日 10月30日
撤去箇所 3か所（能代市中島釣り公園 能代市母体林道 能代市竹生川河口）
参加人数 39名（県職員 17、市町村職員 4 産業廃棄物協会 18）
参加会員 12社
（株）能代清掃センター （株）能代資源 （有）宮腰商事 米代トラック（株）
秋田エコプラッシュ（株） 中田建設（株） 能代運輸（株） 田中建設（株）
（株）ダイニチ 畑クリーンサービス（株） 三種開発（有） 成田建設（株）



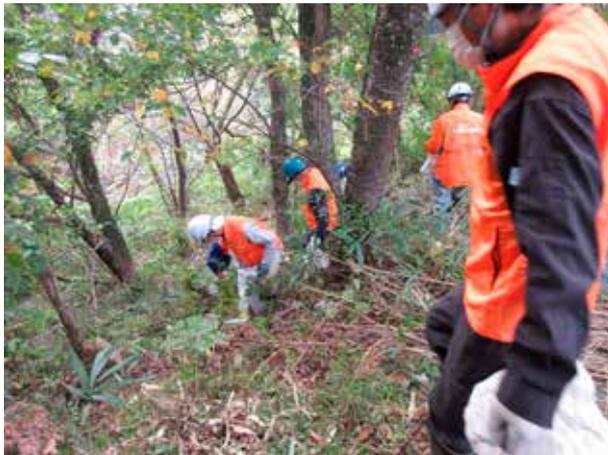
【秋田中央保健所管内】

実施日 10月1日
撤去箇所 3か所（男鹿市男鹿中滝川 男鹿市船川港本山門前 男鹿市船越一向）
参加人数 107名（住民 10、建設業協会 35、県職員 11、市町職員 9、警察署 1、産廃協会 41）
参加会員 27社
男鹿清掃興業（株） エス・ユー開発（株） 大洋ビル管理（株） （株）清水組 （株）ストーン
秋田瀝青建設（株） （有）コレクト ENEOS 男鹿（株） 豊興産（株） （有）秋田環境保全
メタル化工センター （株）三勇建設 （株）浜田建設 （株）東環 （株）田村建設
（株）東北ビルカンリ・システムズ （有）高島興業 （株）ナチュラルエナジージャパン
（株）鈴兼工務店 山岡工業（株） （株）青南商事 （有）池孝建設 （株）河辺清掃社
（有）小野建材 （株）石黒建設工業 企業組合秋田北部清掃興業 ユナイテッド計画（株）



【由利本荘保健所管内（由利本荘・にかほ）】

実施日 10月15日
 撤去箇所 3か所（由利本荘市西目町西目地内2か所 にかほ市両前寺浜中）
 参加人数 44名（県職員18、市職員8、警察署1、産廃協会17）
 参加会員
 （由利本荘地区） 6社
 （有）本荘クリーンセンター （有）鈴木土建 （有）ダストクリーン （株）サトウ重機
 （株）昭和興業 （株）さいせい
 （にかほ地区） 3社
 三衛クリーンサービス(株) 佐藤化学工業(株) (株)三共サービス



【大仙保健所管内】

実施日 10月27日
 撤去箇所 2か所（仙北市西仙北町小山田地区 仙北市角館町西長野字川下田地区）
 参加人数 33名（県職員7、市職員5、産業廃棄物協会21）
 参加会員 16社
 Takamitu(株) (有)久栄社 高吉建設(株) (有)太陽環境保全 (有)丸橋産業
 (株)木村土木 加藤産業(株) (有)仙北建設 (有)広大産業 (株)マルコ産業
 はりま建設(株) (株)企業さきがけ 万六建設(株) (株)畠山建設工業
 (株)鈴建興業 (有)齊景産業



協会だより【県協会関係】

【横手保健所管内】

実施日 10月7日
撤去箇所 2か所（横手市雄物川町二井山 横手市雄物川町大沢）
参加人員 54名（住民11、県職員16、市職員4、産業廃棄物協会23）
参加会員 15社
（株）高善 （有）横手クリーンセンター （有）横手清掃興業 （株）ミタケ （株）羽後環境
（有）西部環境保全 （有）横手環境管理サービス 五十嵐建設（株）
（株）アドバンス環境 ヨコウン（株）（株）山本産業 （株）吉田建設 （株）大屋産業
（株）佐藤組 （有）平鹿清掃興業



【湯沢保健所管内】

実施日 10月22日、10月27日
撤去箇所 3か所（湯沢市酒蒔字上中川原原 湯沢市山田字田ノ沢 羽後町西馬音内字岩土山）
参加人員 63名（住民7、建設業協会17、国職員2 県職員12、市町職員11、産廃協会14）
参加会員 5社
（株）松田 （有）フジヤマクリーン （株）出羽運輸 （株）クリーンカンパニー
（株）湯沢クリーンセンター



支部長あいさつ 2021年の抱負



県北支部長 山脇 精悦

新年明けましておめでとうございます。

会員皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられ心からお慶び申し上げます。

2020年は、新型コロナウイルスの感染が爆発的に拡大し、世界的に経済活動が停滞した年であり国内 県内でも、さまざまな事がありました。4月7日 7都道府県に「非常事態宣言」が出され、4月16日には全国に拡大し約1カ月半ぶりの5月25日に解除されました。この影響で、全学校の一斉休校に加え遊行施設や飲食店などが休業 営業時間短縮に追い込まれ、県民生活や地域経済へのダメージが大きかったと思われます。また、夏祭りやイベントの中止や高校総体 中学総体 高校野球などが中止又代替大会などで実施し中高生の部活にも影響を与えました。

このようなコロナ禍でも、県内にとって喜ばしい出来事もありました。バトミントン女子ダブルスの永原 松本（北都銀行）ペアが東京五輪出場が確実 湯沢市出身の菅義偉氏が第99代内閣総理大臣に選出 そして、当協会の賛助会員でもありますブラウブリッツ秋田がJ3で開幕からの無敗記録を更新し優勝 J2昇格を決めたことは大変嬉しい事です。

さて、産業廃棄物協会として各支部が行っております。不法投棄廃棄物撤去活動は昨年も実施され県北支部4地区（能代山本地区 大館地区 北秋田地区 鹿角地区）で行われ総参加数185名 内協会員78名の参加を頂き無事事故もなく終える事ができました。ご協力をいただいた支部会員各社 行政の皆様 ボランティアの方々には心より感謝申し上げます。もう一つの事業であります県北支部研修会には29名の参加をいただきました。研修内容は、「秋田県環境保全センターの使用許可に係る手続きの見直しについて」ということで、環境整備課 主幹（兼）班長 田村高志様 環境指導部 技師 田口勇輔様の説明と当協会石郷岡事務局長の保全センターの見直しについて、協会として今までの経緯を説明し参加者から多くの質問と意見をいただきました。終了後の交流会には、山岡会長にも参加いただき支部会員と楽しい時間を過ごしました。

2021年の干支は、辛丑（かのとうし）にあたります。「辛」は痛みを伴う幕引き 「丑」は殻を破ろうとする命の息吹そして希望 つまり、辛いことが多いだけ大きな希望が芽生える年になることを示しているそうです。新型コロナウイルスの感染が収まらないなか、英国 米国では新型コロナウイルスのワクチン接種が開始しております。2021年以降、日本に供給される見通しであり、ワクチンの効果に期待したいと思います。最後となりますが、延期している東京オリンピックの成功と新型コロナウイルスの終息そして会員皆様のご活躍を祈念し新年のご挨拶といたします。



中央支部長 平野久貴

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

令和2年9月16日、第99代内閣総理大臣菅義偉(秋田県出身)が誕生した。秋田県初の総理大臣はコロナ禍の中でコロナ対策、経済再生と前途多難な船出となった。

昨年はコロナに始まりコロナで終えた感じがしてならない。コロナの終焉が見えない中、経済もまた甚大な影響を受けており業績不振な業種もあることを忘れてはならない。Go to イート、Go to トラベルなど政府、自治体は矢継ぎに政策を打つがコロナに阻まれている。このままコロナが長期化するとジワジワと全業種に不況の嵐が襲うことになる。ここは国民一丸となって克服しなければならない。

さて、皆さんもご存知のアンデルセンの「モミの木」は、森から都会に運ばれ、クリスマスツリーとなって、ある家庭の一夜を華やかに彩る若いモミの木の話である。日本経済新聞の夕刊でこの物語の記事を目にした。『森にいるとき、そのモミの木はひたすら「大きくなりたい」と願い、大きくなりさえすれば、どこかで素晴らしい生活が待っていると信じていた。コウノトリたちは、地中海で見た船の立派な帆柱の話しをする。スズメたちは、町で見たクリスマスツリーの話しをする。自分はどこに行くのだろう、とわくわくしていたモミの木が、ある年の冬、ついに切り倒される。きれいに飾られモミの木は有頂天になるが、長くは続かない。クリスマスが終わると屋根裏に片付けられ、春が来ると薪にされてしまうのだ。モミの木は自分が森の生活を十分に楽しまなかったことを後悔する。この短い寓話は田舎から都会に出てきて夢破れた若者の姿を描いているようにも思える。』という内容のコラムだった。真の豊かさとは何か、真の幸福とは何かを考えさせられる。

東京一極集中によりほとんどの地方は人口減少、経済の疲弊に苦しんでいる。言葉は悪いがコロナウイルスより手が悪いのかもしれない。秋田の人口減少は全国の中でも著しい。秋田は全てに於いてダイナミックな改革が必要である。

日本は明治維新以来、政治経済の東京一極集中が続いておりリスク管理の議論がされないまま今日に及んでいる。1993年に自民党が下野する前後には道州制の議論が盛んだった頃を思い出す。東北六県の総生産高を合わせると34兆円超となり北海道を加えると54兆円を超えヨーロッパの小国に匹敵する。このことから日本の政治経済は道州制でも成り立ち、ダイナミックな政策運営ができるはずである。国民は勇気と冷静さをもって識別しなければならない。コロナ禍で生活様式、働く様式が大きく変わる中、新しい日本の形も模索するときである。コロナ後の日本、世界をである。大切なのは考え方である。国民が責務を果たし国のかたちを変えるときである。2021年がコロナを克服し豊かで新しいニューノーマルな世界に生まれ変わることを祈念する。



県南支部長 木村 勝幸

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

昨年は、社会情勢の影響もあり人と人がコミュニケーションを持てる機会がぐっと少なくなっていました。今までとは少し違った工夫でのコミュニケーションが求められるようになりました。そんな中、過去に読んだある記事を思い出しましたのでご紹介させていただきます。

人間が何の道具も持たず、身に着ける衣服も、飲み食いする物も、住む場所もなく孤独に生活するならば、どれくらい耐えることができるか？無人の島で検証した方がいるそうです。想像だけで考えると食べ物や飲み物に困り衰弱する？あるいは、それにより病気やけがを発症する？または、天候や災害により身の危険が引き起こされる？などなど予測をしながら興味深くその記事を見ました。しかし、その結果は意外なものでした。検証したレポートによると、一番ダメージを受けたのは精神だったそうです。長い間、誰ともコミュニケーションを取ることができず、孤独な時間を過ごすことが不安や恐怖となり、人間の精神に大きなダメージを与えたものと記されていました。

普段、当たり前のように行っている人と人とのコミュニケーション。時には煩わしく感じることもあるかもしれませんが、社会を形成するうえで重要であることは言うまでもなく、生きる上でも必要不可欠なものと改めて認識しました。

新しい時代「風の時代」というそうです。占星術の言葉のようですが、要約すると社会に大きな変革が起き、物質的な形のあるものの価値が薄れ、「風」のように形のないもの（情報や知識等）が重視される社会となっていくという意味のようです。様々なものが新しい様式へと様変わりしていこうとしています。「風」とらえながら新しい時代へのチャレンジを忘れることなく1年を過ごしていきたいと思います。皆様からのご指導の程よろしく願いいたします。

青年部会長あいさつ 2021年の抱負



青年部会長 石黒 慎

謹んで新春をお祝い申し上げます。

親会各会員の皆様をはじめ、青年部会員の皆様からは、青年部活動に対し、日頃から多大なご理解とご協力をいただき、誠に有難くお礼申し上げます。

今年度より青年部会長を務めさせて頂く事になりました豊興産株式会社、石黒慎です。

重責を担い、とても身が引き締まる思いであります。「千里の道も一歩から」と言う通り、皆様のお力添えをお借りしながらではありますが、一步一步、当協会の今後の更なる発展に寄付できるよう邁進していく所存です。素晴らしい歴代の青年部会長達に肩を並べられるよう日々、精進してまいりますので皆様のご指導とご鞭撻の程を宜しくお願い致します。

さて、新年度の始まりを明るく迎えたいところでしたが、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、日本においても緊急事態宣言の発令、東京オリンピック・パラリンピックの延期等予想もしなかった出来事が起こり、前年までとは取り巻く環境も大きく変化してしまいました。青年部会としての事業も影響を受け、定時総会を初めて書面による議決権行使での開催で行われましたが、予定されていた事業の多くが中止となってしまいました。こうした状況下の中ではありましたが感染対策を徹底し、今年度初めての事業として秋田県環境整備課をお招きし、研修会を開催する事ができました。初の試みとしてパネルディスカッション形式で行う事で、対話を重視する事ができ、青年部会員一人一人の熱い思いを秋田県に発信できたのではないかと思います。会員同士の社業繁栄・情報共有の観点からも、今後も行政等に働きかけながら定期的開催していきたいと考えております。

歴代の部会長達が他県に追いつこうと北海道・東北、そして全国へと必死になって全産連の縦の繋がりを作って頂きました。このご時世だからこそ今一度原点に立ち返り、「ステイホーム」地場に新たな結束の根を張り、県北・中央・県南が去年の漢字になった「密」に連携してワンチームとなる。横の繋がりをより深め、確固たる絆で結ばれる組織作りを目指していこうと思います。会員同士が切磋琢磨しながら、人間力を育ていける青年部会ではありますが、新規会員の増強が急務となっております。青年部会の会則では卒業がおおむね50歳となっており、5年後、半数以上の先輩方が卒業されてしまう可能性があります。次世代へ継承のバトンを繋いでいく為にも、この場をお借りして各会員企業様からの青年部会への入会をお願い致します。

最後に、当協会賛助会員のブラウブリッツ秋田が2度目のJ3優勝・初のJ2昇格と秋田に明るい話題を届けてくれ、さらに前人未到の28戦連続無敗のJリーグ記録も打ち立てました。負けない事は大変なプレッシャーとの戦いだったのではないかと思います。不屈の精神を見習い、今後の事業運営に繋げていきます。「やまない雨はない」、新型コロナウイルスが1日も早く収束する事を心から願うとともに、会員皆様のご健康とご活躍を祈念し、新年のご挨拶といたします。

秋田県産業廃棄物協会青年部会 第9回通常総会

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の現状を鑑み、これを防止する観点から第9回通常総会を書面にて決議することとし、以下のとおり、全ての案件について全会一致で承認され、任期満了に伴う役員改選では青年部会長に石黒慎氏が可決承認されました。

- 1 総会の決議があったものとみなされた日 令和2年5月28日
- 2 総会の決議があったものとみなされた提案事項の内容
 - 議案第1号 令和元年度事業報告並びに決算承認について
 - 議案第2号 令和2年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - 議案第3号 任期満了に伴う役員改選について

部会長（新任）	石黒 慎	豊興産
副部会長（重任）	小笠原健一	現代
副部会長（新任）	佐藤友和	三衛クリーンサービス
運営委員（新任）	大塚徳幸	能代清掃センター
運営委員（重任）	相原光博	浜田建設
運営委員（新任）	呉宮正浩	リーテックス
運営委員（新任）	宇佐美恭平	秋田環境保全
運営委員（重任）	木村勝幸	木村土木
運営委員（重任）	伊藤和輝	ヨコウン
運営監事（重任）	鈴木一敬	花岡土建
運営監事（新任）	加茂谷博文	ミライト
顧問（新任）	山岡慎太郎	山岡工業
相談役（重任）	小林郷司	朝日建設
相談役（新任）	高島慶人	高島興業
相談役（新任）	後藤大亮	羽後環境

運 営 委 員 会

【 令和2年度 第1回運営委員会 】

- 1 開催日 令和2年5月15日（金）
- 2 場 所 東カンビル会議室
- 3 議 題 (1) 今年度の活動について
 - ・令和2年度通常総会及び次期役員体制について
 - ・全産連青年部協議会北海道東北ブロック関係

【 令和2年度 第2回運営委員会 】

- 1 開催日 令和2年9月30日（水）
- 2 場 所 東カンビル会議室
- 3 議 題 (1) 今年度の事業について
 - ・令和2年度 主な年間行事予定



秋田県産業廃棄物協会青年部会 令和2年度部会員研修会

開催日 令和2年10月28日(水)

場 所 秋田キャッスルホテル3F 弥生の間

参加者 27名

研修会(パネルディスカッション)

テーマ1 「秋田県の今後のリサイクルについて」

テーマ2 「秋田県環境保全センター及び今後の秋田県産業廃棄物協会について」

コーディネーター：青年部会相談役 高島慶人

パネリスト：秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策班 主幹(兼)班長 田村高志
秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策班 主査 佐々木典子
一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 事務局長 石郷岡晋
全国産業資源循環連合会青年部協議会 副会長 山岡慎太郎

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、青年部会では、今年度初めての事業として研修会を開催しました。

当日は、秋田県環境整備課の田村班長と佐々木主査にお越しいただき、初のパネルディスカッション形式で行い、とても有意義な意見交換となりました。

研修会の概要を、アンケート内容(別頁参照)を含め簡単に説明しますと、はじめに、秋田県の現状として、リサイクル率が全国53%に対し30%とかなり低い状況であることから、今後のリサイクルについて意見交換を行いました。会員から「全国ではリサイクル施設の整備が進んでいるが、秋田は進んでいない。」「特に、農業用ビニールなど廃プラの施設がない。」との意見がでました。

アンケートの2ページの(2)県内に不足していると感じる廃棄物処理施設は?の問いに、産廃協会の回答は「再生資源化施設」が一番多い結果に対し、秋田県で出している産業廃棄物実態調査での排出事業者の多い回答は「特に感じない」という結果となっております。リサイクルについて排出事業者との意識の違いがあると感じられました。



今後、リサイクル施設の整備を協会として考えなければいけないのではないかと話しは進みましたが、「秋田県は他県に比べ補助金の額が小さいので進まないのではないか。」との意見に、県との今後の共通認識として、「そのためには、官民一体となって、リサイクル施設を進める補助金整備などのスキーム作りが必要になってくるのではないか。」という結びになりました。

次に、秋田県環境保全センターに対しての要望を、アンケートを元に意見交換を行いました。（アンケートの4ページにまとめたものを青年部会の意見として記載しております。）

山岡全国青年部協議会副会長から、資料2の「全国の公社等が管理する最終処分場の状況」について報告があり、秋田県と他都道府県との状況等比較し、実情を把握しました。

会員からのアンケートでは、特に、「売掛にしてほしい」「現金以外の支払い方法にしてほしい」など支払いについての要望が多く出ており、県に強く要望する意見も出ていました。



最後に、協会に「今後あったらよいと思うメリットについて」意見交換を行いました。アンケート結果では、環境保全センターの利用時のことが多く「申請方法の簡略化」「支払い方法」などがあげられます。

高島コーディネーターから「メリットを作るのは会員であって、そこから協会が発展する」との発言がありました。また、会場からは「産廃の日を制定して、ゴミ屋のイメージをかえるようPRしてはどうか」との提案もあり、県からも「前向きに検討したい」との発言もありました。

締の挨拶では、木村県南支部長から産業廃棄物の業界に対する熱い思いが語られ、多くの参加者からは「今回のような意見交換は重要ではないか。」との感想が出ていました。



また、終了後の交流会には、多くの部会員に参加いただき、とても有意義な時間となりました。

これからも、青年部会として業界の底上げ、仕事のつながりを深めていくためにも、秋田県や市町村等に働きかけ、今後定期的に、このような研修会を開催したいと考えておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

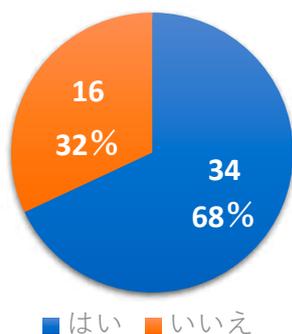
（青年部会長 石黒慎）

2020年秋田県産業廃棄物協会青年部会アンケート調査結果

アンケート送信会員数：140社 回答数：50社

◆秋田県の今後のリサイクルについて

1) 現在、貴社でリサイクル（中間処理を含む）を導入していますか？



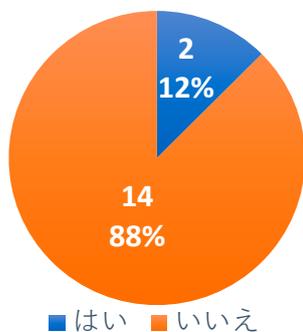
『はい』と答えた方

どのようなリサイクル（中間処理を含む）をしていますか？

発砲スチロール	3
燃え殻の溶融固化による路盤材としての再利用	1
廃アスファルトの再利用	7
廃コンクリートの再利用	8
廃食用油のBDF化	1
汚泥の脱水	3
下水汚泥のコンポスト	1
家電・電子部品の破碎・分別	1
紙・段ボール	4
ペットボトル	3
アルミ缶	2
木くず	7
がれき類	2
廃電子基板の製錬前処理（加熱） 貴金属等の製錬前処理（非加熱）等	1
金属	4
石膏ボード	3
廃プラ	4
RPF製造	1
動植物性残渣、廃酸・廃アルカリ（食品系廃棄物に限る）のメタン化処理	1
廃溶剤の蒸溜再生、PETフィルム切断	1
再生事業者登録（金属・廃プラ・ガラス）/焼却施設	1
溶融処理施設と中和処理施設による非金属の回収	1

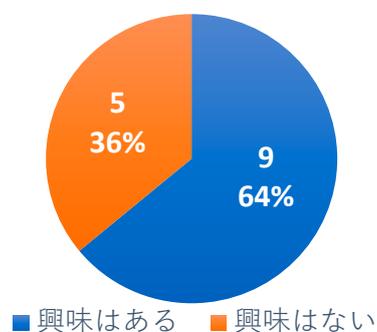
『いいえ』と答えた方

今後リサイクル（中間処理を含む）を考えていますか？



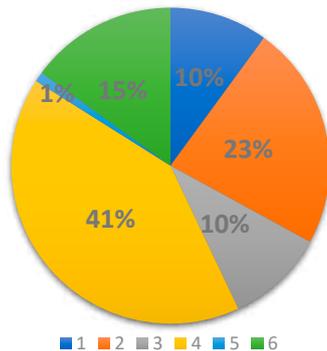
『いいえ』と答えた方

リサイクル（中間処理を含む）に興味はありますか？



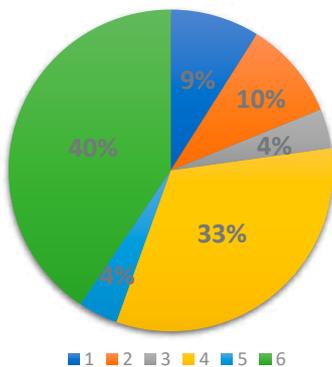
2) 国が再生資源化（中間処理）施設を促進する中で、秋田県は全国に比べ再生資源化率が低く、隣県岩手県が60%に対し秋田県は30%に止まっています。秋田県内に不足していると感じる廃棄物処理施設はありますか？【複数回答可】

1. 産業廃棄物最終処分場（安定型）
2. 産業廃棄物最終処分場（管理型）
3. 産業廃棄物焼却施設（感染性廃棄物の処理を含む）
4. 再生資源化施設（再生利用可能な製品をつくることのできる施設）
5. その他
6. 特に感じない



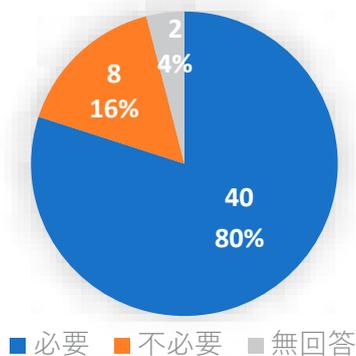
1.	7	10%	
2.	17	23%	
3.	7	10%	
4.	30	41%	
5.	1	1%	汚泥中間処理施設が足りない
6.	11	15%	
合計	73	100%	

参考：平成30年秋田県産業廃棄物実態調査（県内排出事業者 対象：建設業、製造業、電気・水道業）



1.	34	9%
2.	39	10%
3.	14	4%
4.	127	33%
5.	15	4%
6.	158	4%
合計	387	100%

3) 今後、秋田県ならびに産業廃棄物協会から再生資源化施設やリサイクル品目等の情報は必要ですか？



『 必要 』と答えた方 具体的に【記述式】

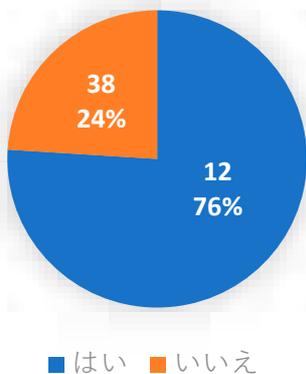
- 発砲スチロールの買入@推移等
- 施設の所在地、品目、処理単価、会社概要や情報の発刊物を発刊してほしい
- 汚泥
- 廃太陽光処理、再生資源化施設等
- リサイクル後製品の需要に関する情報（物量、相場感等）
- 金属等を含む廃棄物（有価物）に関する情報（金属等種類、物量など）
- リサイクル施設に多く運びたいので、情報が欲しい
- 県外施設の見学も産廃協会で企画してほしい
- リサイクルを県が進めているが具体的に情報が少ない
- 最新のリサイクル施設、最新のリサイクル技術
- 情報共有により施設の有効活用や再資源化の選択肢が増える
- あれば参考になり勉強になるが、現段階では弊社がどのような情報が必要かは具体的に分からないのが現状である
- 廃プラスチック（分別整備、民業につながる設備、再生資源化施設、どの程度までリサイクル可能）
- 廃油関係、化学肥料関係等の処理施設
- ガラスくずの再生資源化施設
- 再生施設が不足している品目及び地域の情報
- 新しい再生技術や既存施設の紹介
- 他業者の力容が見えない
- 解体廃木材、石膏ボード
- 適性な処理・処分方法
- 廃棄物処理委託施設の選択及びリサイクル品目等の参考として必要
- 現在リサイクルしていない品目に対して再生資源化の要望が多い為
- ペットボトル
- 法律の改正が多い為情報は必要
- 再生資源化受入施設が増加すると思われる為
- 産廃処理許可品目は一覧になっているが、リサイクルに関しては各社HP等を検索する必要があり、協会HPでリサイクル品目を検索できるようにしてほしい
- 国の施策に対し他の地域では何がどのように秋田県と違うかわからない
- 受入先を知らない排出者が多いように感じている
- リサイクルをするにあたり、どこまで前処理をして、どのような形状・性質及び受入れ可能な物の情報
- 再資源化する事で環境に優しくなる
- 水銀使用製品産業廃棄物等排出事業者から排出されるが、収集運搬許可品目の追加をしても処理できる処分場が遠方で処理費がかさみ、顧客が納得しないので収集運搬依頼をお断りしているのと、そのような廃棄物を取扱できる処分場を探すのに手間がかかりやすい。いずれ不法投棄の要因になるかと懸念している
- この先、秋田県の再生資源率向上および民間企業の地元雇用確保のための新規工場計画をするうえでも、国（もしくは県）の指針で再生推進品目になっているもの、必要とされているもの、必要になっていくもの等を逆に知りたい。そのうえで協会として情報をただ落とし込む（メール送信）だけではなく、事業化までできるコーディネート役の紹介もしくは協会内での収入事業としてのコンサルを含め、協会員メリットの一つの柱として確立していただきたい

『 不必要 』と答えた方

- 現在ご提供いただいている情報が十分と考えるため
- 特に理由なし
- 特別再生資源施設の利用が少ない。リサイクル品として業種ではあまり品目も増える事がない
- 当社で発生する廃棄物が少なく、JRで指定する分別を行っているため
- 必要時、ネットで確認できるため
- 弊社独自のシステムで金属リサイクルに取り組んでいるため

◆環境保全センター（管理型最終処分場）および今後の秋田県産業廃棄物協会について

1) 環境保全センターを利用していますか？



『 はい 』と答えた方

主に何の廃棄物を搬入していますか？

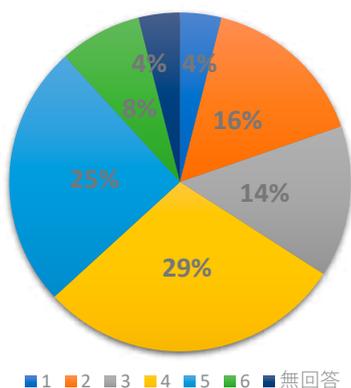
廃プラスチック	16	鋳さい	1
石膏ボード	13	土砂	1
ガラス・陶磁器くず	8	木くず	1
汚泥	8	建設廃材	1
廃石綿	6	紙くず	1
家屋解体工事での廃材	6	リサイクル残渣	1
がれき	3	発砲スチロール	1
燃え殻	3	プラスト材（砂）	1
焼却灰	2	繊維くず	1
非感染性医療廃棄物	2	合計	76

環境保全センターに対して要望はありますか？

- 後払いができるように
- 今後、排出事業者あてに請求される動きがあるが、今まで通り複数排出事業者の分の混載を認めてほしい
- 毎年のように値上げでお客様にお願いしづらい
- 混載していないか注意を受けたり監視されているが、同じように埋立しているので何が違うのか説明が無く、運転者が行く度に何か言われてきたとの報告があがっている
- 保全センター使用許可申請を環境保全センターで手続きができるようお願いしたい
- 現金取引をやめてほしい
- 中小企業の直接取引を取りやめ、中間処理施設からの搬入のみにしてもらいたい
- 保全センター利用の手続きがもう少し簡略化（申請しやすい、手間が少ない）されるとありがたい
- 売掛にしてほしい。受入れ時間をもう30分延長してほしい
- 現実味がない「搬入できる産業廃棄物の形状（廃プラスチック類及びゴムくずについて）最大径おおむね15cm以下に破碎又は切断」
- 月末締め支払い
- 受入に関わる諸手続きの簡素化
- 廃棄物処理の情報提供
- 弊社は委託収集のため直接関係ないが、まれに排出者から処分代金・運搬代金を含め請負工事契約を結ぶことがある。その際工事代金は、工事完成後（例えば2か月かかる工事であれば約3か月）の入金になる。その間の処分代金は全額請負者が立替払いとなる。センター様が、当日現金納入でなければならぬことか、零細企業のキャッシュフローに大きな痛手である。強いては企業存続に頭を悩ます払込方法ではある。結果、会社を存続するためには、立替が短期間とはいえ、適正な処分価格とは別に立替経費も計上しなければなくなり、排出者にとっても負担になっているのが現状。廃掃法など、秋田県様の勉強会に出席し、産廃協会の管理下で適正処理に励む協会員メリットとしても、後払い方法や納付書発行、電子マネー決済など、より先進的な支払い方法の模索を早期に実現頂きたい。
- 搬入業務を行っている担当者とのトラブルが見受けられるので対応の改善をお願いします
- 廃石膏ボードの分別に対して（紙等分別しないと廃プラ料金を請求される）

2) 環境保全センターの今後のあり方について【複数回答可】

1. 産業廃棄物処理は事業責任が基本であり、県が積極的にかかわるべきではない
2. 民業を圧迫しないよう民間が処理できない処理困難物に限定すべきである
3. 減量化・リサイクルを促進するため、受入物を原則的に中間処理残さにかぎるべきである
4. 産業廃棄物最終処分場は、公共関与により整備するのが望ましいので、県が引き続き環境保全センターの整備を図るべきである
5. 県は、環境保全センター以外の処理施設の整備を図り、産業廃棄物の処理に積極手に関わるべきである
6. その他

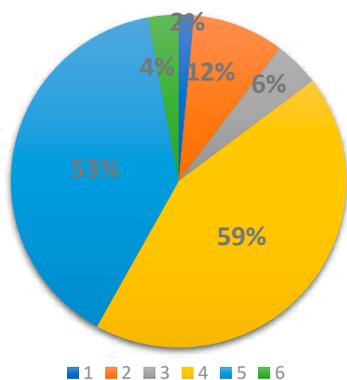


1.	3	4%
2.	12	16%
3.	11	14%
4.	22	29%
5.	19	25%
6.	6	8%
無回答	3	4%
合計	76	100%

『 6.その他 』の回答

- 民間につなぐリサイクル中間設備を整備すべき
- 民業も圧迫しないのは勿論だが、処理困難物については、県の施設で処理できれば、法制上問題になりにくいと思う。色々な面が、徐々に民間委託という流れはあると思うが、県で管理する施設は必要
- 利益があがるものはリサイクルされやすいが、売れないものはリサイクルが困難な物は余ってしまう。県が積極的にリサイクル施設、最終処分場の建設や廃棄物リサイクルの補助に取り組むことによって再資源化率、適正処理が進むと思う。
- 県北にも施設を整備していただきたい
- 県内の産業廃棄物処理単価のプライスリーダーである環境保全センターが、単価面はもちろん、受入物に対しても県内の民間業者と共存共栄できる運営方法を構築していただきたい
- 民間施設との共存、ノウハウの提供

参考：秋田県産業廃棄物実態調査 H30年度実績（県内排出事業者対象：建設業、製造業、電気・水道業）



1.	5	2%
2.	37	12%
3.	20	6%
4.	188	59%
5.	167	53%
6.	13	4%
合計	430	136%

3) 廃棄物の減量化・リサイクルや適性処理を進めるため、県ではどのようなことに力を入れていく必要があると思いますか？次のうち必要だと思われるものを次のA～Jより3つまで選択し、下の回答欄に優先順位が高いものから順番にご記入下さい。

- A. 廃棄物の量を減らし、リサイクルを進める仕組みづくり
- B. 地域で発生したものは、地域で処理する仕組みづくり
- C. 企業、事務所など排出者が適正な処理費用を負担するなど、処理責任の徹底
- D. 優良な廃棄物処理業者の育成・支援
- E. 公共関与の廃棄物処理施設の整備
- F. 監視や指導の強化と違反者への厳しい取締り・処分
- G. 廃棄物の適正処理に関する技術指導
- H. 環境負荷の少ない製品の開発や利用、リサイクル認定製品の普及等に対する支援
- I. 廃棄物についての県民の知識や理解を深めるための啓発活動
- J. その他（記述式）

合計			回答内訳					
			1番		2番		3番	
A	23	16%	13	26%	4	9%	6	13%
B	19	13%	8	16%	8	17%	3	7%
C	18	13%	5	9%	9	19%	4	9%
D	13	9%	4	8%	4	9%	5	11%
E	14	10%	5	9%	3	6%	6	13%
F	9	6%	1	5%	5	11%	3	7%
G	11	8%	2	4%	5	11%	4	9%
H	14	10%	5	9%	3	6%	6	13%
I	16	11%	7	14%	4	9%	5	11%
J	6	4%	0	0%	2	4%	4	9%
	143	100%	50	100%	47	100%	46	100%

『 J.その他 』の回答

- 再生事業エコタウン団地の整備と技術支援・融資コンサル
- リサイクル施設の整備
- 収集運搬業者が廃棄物を適切な処理事業所に処分できる仕組みづくり、埋立を少なくする工夫
- 新規中間処理・リサイクルを考えている民間業者への支援

参考：秋田県産業廃棄物実態調査 H30年度実績（県内排出事業者対象：建設業、製造業、電気・水道業）

合計			回答内訳					
			1番		2番		3番	
A	204	22%	132	41%	39	12%	33	11%
B	79	8%	31	9%	29	9%	19	6%
C	56	6%	10	9%	36	12%	10	3%
D	140	15%	45	14%	55	18%	40	13%
E	143	15%	48	15%	60	19%	35	11%
F	38	4%	12	3%	8	3%	18	6%
G	94	10%	15	4%	44	14%	35	11%
H	106	11%	16	5%	32	10%	58	19%
I	78	8%	9	2%	10	3%	59	19%
J	1	0%	0	0%	0	0%	1	0%
	939	100%	318	100%	313	100%	308	100%

4) 秋田県産業廃棄物協会の会員として、あったら良いメリットはありますか？【記述式】

- 電子機器の集積、運搬基地の共同設立
- 産廃協会のみ入会申請の代理申請許可
- 業界との交流、実務者研修会の実施、情報提供
- 法令改正の連絡、講習会の参加連絡、疑問点のアドバイス等
- 国や県の補助事業などに関する紹介や助言、SDGsや地域循環共生圏、脱炭素など国内外の重要施策に関する最新の動向についての業界としての情報共有・交換の場の提供
- 許可更新の簡素化
- 廃棄物処理困難物の処理方法の情報、講習会による適切な処理情報
- 環境保全センター利用時の支払い方法は後納がよい
- 高い年会費を払っているので、環境保全センター利用料金を値引きしてほしい
- 同時期に、環境保全センターの使用許可に係る手続きの見直しのメールが来たが、もし収取運搬業者が代行できなくなった場合は、産廃協会（または保健所）が直接、排出業者とやり取りすべきである
- 環境保全センター利用時の支払い方法（払込票による後納、電子マネー、振込）
- 会員割引
- 環境保全センター利用前野申請方法の簡略化
- 環境保全センター利用時の支払いの優遇
- 定期利用者の売掛扱いの承認
- 県外廃棄物搬入事前協議制度の簡略化
- 廃棄物処理の紹介ができる
- 処理施設許可の際のバックアップ、リサイクル材の販路拡大
- 特に産廃施設および中間処理施設そのものが「悪」という認識を払拭するために、事務局も協会一丸となり啓蒙活動をしている。しかし残念ながら対象は県民の意識の改革だけにとどまっており、関係申請許部署（県・市）は、新たに事業（施設）申請をすると、当たり前ではあるが・・・まず「疑う」ことが先に出ているように感じる。現実弊社も、ある再生資源施設の立ち上げの際、結果、リサイクル製品との代替となる現状の資源に絡む企業の既得権侵害の観点から、また県担当者の異動などもあったのか、『秋田県経営革新事業』の知事認定を県産業労働部より受けたにもかかわらず、担当職員の離脱から、事業そのものが頓挫した経験がある。せめて協会員だけは、厳しくも『適正事業者』かつ『秋田の経済活性化事業者』だという目で、県・市の担当部署がみていただき、逆にバックアップ（近隣住民への承諾書や説明会）していただけるような、プライオリティーが必要だと思われる。

【他の都道府県管理若しくは公社等管理の最終処分場の状況】

〈滋賀県〉

県の公社管理の最終処分場がある。料金は民間の安定型最終処分場と大して変わらない。

〈大阪府〉

近畿の自治体と港湾管理者が出資している大阪湾広域臨海環境整備センターがある。昔は料金が安かったが今は民間と変わらない。

〈広島県〉

広島県環境保全公社が管理している管理型最終処分場が広島市と福山市にある。持ち込めるものに限度があり、検査が厳しいので一部の業者のみ搬入している。料金は大して安くない。

〈北海道〉

道の施設はないが市町村管理の施設はある。単価は民間より安い。最近では、単価値上げ・受入品目調整・閉鎖等少しずつ民間任せになってきている。

〈兵庫県〉

広域臨海整備センター（フェニックス）がある。受入れ基準が厳しい。残余量が少なくなり、価格も上昇している（HPに価格表を公開）
民間の処分場が少ない為、岡山や広島まで運んでいる業者が多い。
○前金で1年分の処分費を全納。追加分は追加申請し納金されなければ搬入できない。

〈山口県〉

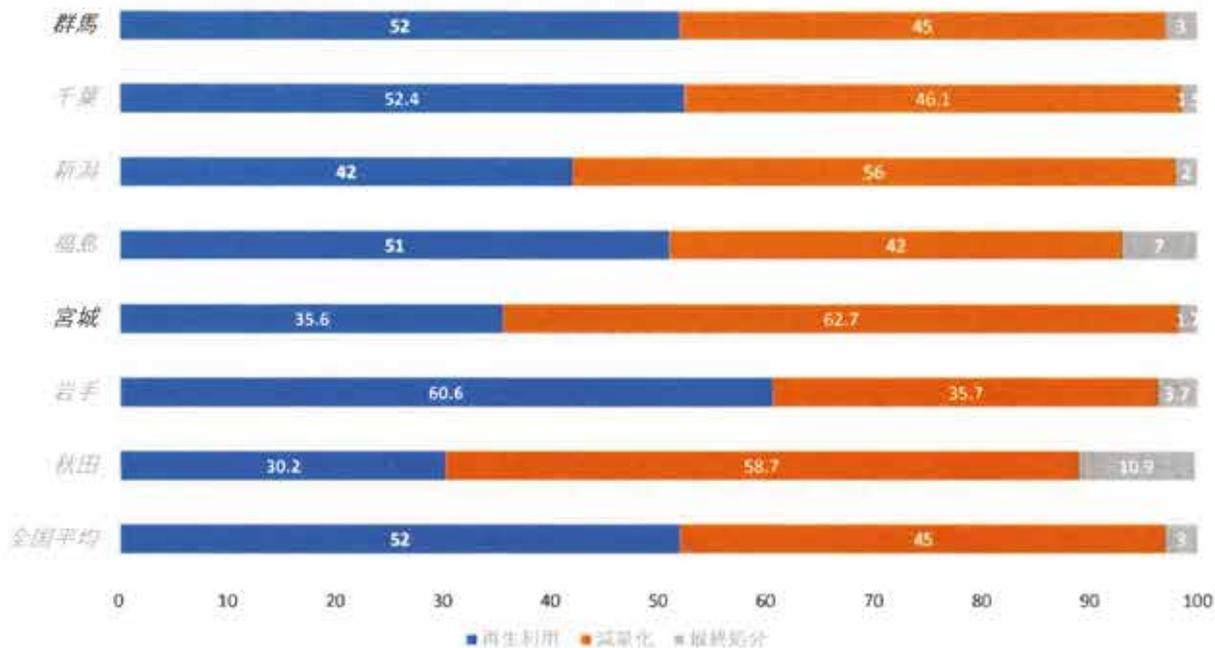
西部と東部に広域最終処分場がある。価格は民間の半値くらい。
搬入企業が限定され、受入れ基準が厳格な為現在では「鉾さい」くらいしか搬入されていないらしい。

〈徳島県〉

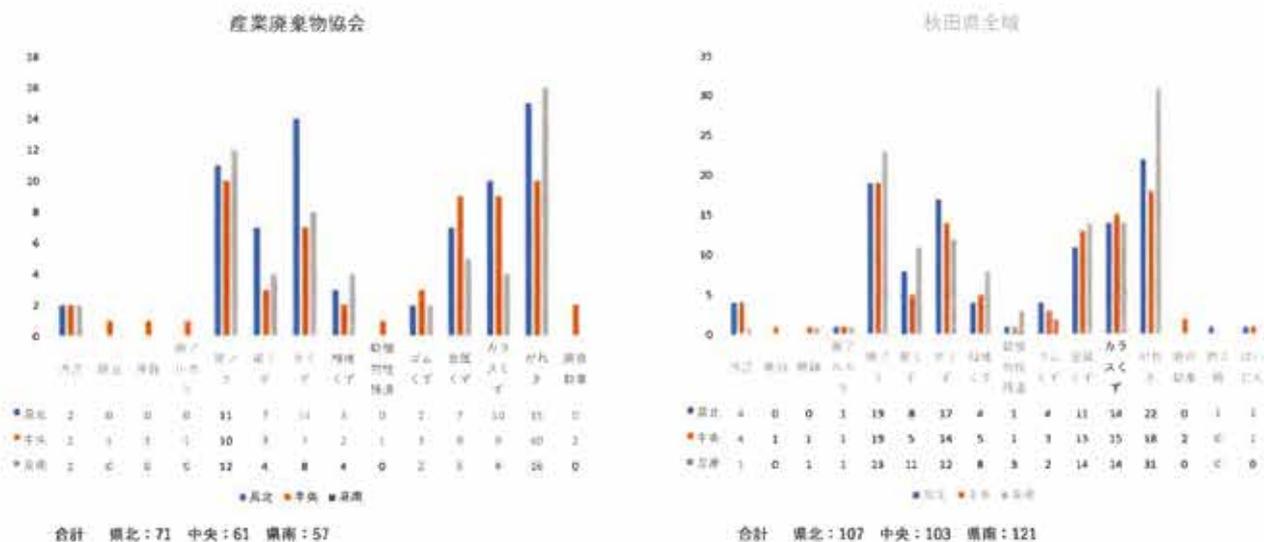
県環境整備公社が運営している最終処分場（海面埋立）が2箇所あり、処分できる廃棄物が限定的。処分費は民間と大きく変わらないが、市内から距離があり運賃コストがかかる。唯一の民間処分場への依存度が非常に高い。
○支払いは、月末締め請求（振込手数料振込側負担）

協会だより【青年部会関係】

産業廃棄物の処理状況（H30年実績値）



秋田県産業廃棄物リサイクル及び中間処理許可取得数 処理品目別



- 【最終処分場・焼却】
- <県北>
 - エコシステム小坂（焼却）
 - グリーンフィル小坂（最終）
 - エコシステム秋田（焼却）
 - エコシステム花岡（最終）
 - 東北ビル管財（最終）
 - 合川環境（焼却）
 - <中央>
 - 東環（最終）
 - エスユー開発（焼却）
 - エムアールエス（最終）
 - ユナイテッド計画（焼却・最終）
 - <県南>
 - 羽後環境（最終）
 - 五十嵐建設（焼却）
 - 大屋産業（焼却）
 - クリーンカンパニー（焼却・最終）

青年部会だより

各種議題についての協議及び意見交換のため、次の総会及び会議に出席しています。

■ 全国産業資源循環連合会青年部協議会第 21 回通常総会

6月18日 書面決議により開催。

任期満了に伴う役員改選では当青年部会から山岡慎太郎氏が副会長に就任されております。

■ 全国産業資源循環連合会青年部協議会 幹事会

第1回～第8回 幹事会 Web (ZOOM) 及び対面での併用開催。

■ 全国産業資源循環連合会青年部協議会北海道・東北ブロック第 19 回通常総会

6月9日 書面決議により開催。

任期満了に伴う役員改選では当青年部会から監事に山岡慎太郎氏、幹事に石黒慎氏が就任されております。

■ 全国産業資源循環連合会青年部協議会北海道・東北ブロック 幹事会

5月22日 第1回幹事会 Web (ZOOM) 会議

6月2日 第2回幹事会 Web (ZOOM) 会議

8月7日 第3回幹事会 Web (ZOOM) 会議

12月4日 第4回幹事会 Web (ZOOM) 会議



なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、次の事業について開催中止となりました。

■ 秋田県産業廃棄物協会青年部会 ゴルフ交流会

■ 第20回あきたエコ&リサイクルフェスティバル

■ あきた環境懇話会主催「(第1回・第2回)情報交換会」

■ 全国産業資源循環連合会青年部協議会第11回カンファレンス

■ 北東北3県合同施設見学

次の事業について開催日程を調整中です。

■ 第6回環境学習会・eco サッカー教室

協会への入会のおすすめ

－ 循環型社会の構築に資するため 産業廃棄物の適正な処理を目指して －

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等を推進することにより、産業の健全な発展、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることにより、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とし、秋田県から認可を受けた一般社団法人です。

会員は、収集運搬や処分業の許可を受けている事業者、排出事業者、再生利用者、協会の目的に賛同する賛助会員で構成されています。

産業廃棄物処理業界が社会の期待に的確に答えていくため、産業廃棄物処理業者、排出事業者、再生利用者等が相互に連携を深め組織として機能することが重要であります。

つきましては、御社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いに活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◎ 会員の種類と入会資格

- 正会員 ア 産業廃棄物処理業者で県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人
イ 産業廃棄物を排出する事業者又は再生利用を行う事業者
ウ 産業廃棄物の適正な処理の推進に貢献している個人、法人又は団体
賛助会員 上記以外の者で、協会の目的に賛同する個人又は団体

◎ 入会金及び会費

【入会金】			10,000円
【年会費】	正会員	収集運搬業	62,000円
		中間処理業	82,000円
		最終処分業	106,000円
		排出事業者等	60,000円
	賛助会員		60,000円

◎ 入会方法

入会を希望される場合は、加入申込書、産業廃棄物処理業許可証（写し）等を提出していただくことになっておりますので、協会事務局までご連絡下さい。

◎ 入会のメリット

- ★ 廃棄物処理法の改正など産業廃棄物に関する最新情報の取得と提供
- ★ 行政機関が主催する協議会への参画等による行政情報の取得と提供
- ★ 会員研修会、実務者研修会、優良事業所視察研修等への参加
- ★ クリーンアップ活動、環境教育・環境イベントなど社会貢献活動への参加
- ★ 全国産業廃棄物連合会講師を務める職員等による産業廃棄物に関する相談、助言
- ★ 排出事業者等からの産業廃棄物処理業者の紹介依頼に対して会員を紹介
- ★ 会員間の親睦、交流等による情報交換 等々



一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会

事務局 〒010-0951 秋田市山王三丁目1番7号 東カンビル3F
TEL 018-863-7107 FAX 018-863-6977
ホームページ <http://www.akita-sanpai.or.jp>
E-mail toiawase@akita-sanpai.or.jp

新規入会会員と会員数について

令和2年度に新たに当協会に入会された会員は2社、令和元年度末で退会された会員は3社ありました。

【令和2年度入会会員】

会員区分	会社名	役職・氏名	所在地（電話）
正会員 収集運搬	有限会社 海星運送秋田	代表取締役 北條廣美	〒011-0911 秋田市飯島穀丁大谷地 1-18 TEL018-880-3131 FAX018-880-3132
正会員 中間処理	株式会社 フジタ農工	代表取締役 藤田敏彦	〒014-0072 大仙市大曲西根字仁応治 72 番地 4 TEL0187-68-2851 FAX0187-68-2137

【会員数（令和2年12月末現在）】

会員の区分		令和元年度会員	退会	入会	令和2年度会員 (令和2年12月末)
正 会 員	収集運搬	101	2	1	100
	中間処理	74	0	1	75
	最終処分	9	1	0	8
賛助会員		5	0	0	5
合 計		189	3	2	188

会員の皆様へお願い

代表者・許可範囲・許可品目・住所・電話番号等に変更がありました場合は、速やかに協会事務局へご連絡をお願いします。

連絡を受け次第、協会ホームページ等の会員名簿を変更させていただきます。

メール toiwase@akita-sanpai.or.jp
TEL 018-863-7107 FAX 018-863-6977

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入について

マニフェストの種類

当協会で行き扱うマニフェストは次の3種類です。

- 【1】産業廃棄物管理票【直行用】(7枚複写) 発行元:公益社団法人全国産業資源循環連合会
…産業廃棄物が直接処分業者に運搬される場合。
- 【2】産業廃棄物管理票【積替用】(8枚複写) 発行元:公益社団法人全国産業資源循環連合会
…産業廃棄物が処分業者に引き渡されるまでに積替(区間委託)が行われる場合。
- 【3】建設系廃棄物マニフェスト(7枚複写) 発行元:建設六団体副産物対策協議会
…建設工事等で排出される廃棄物に対応。

マニフェストの価格

管理票の種類によって価格が異なりますので、詳しくは購入申込書をご確認ください。

マニフェストの購入方法

■協会窓口購入の場合

当協会窓口にて現金払いによりお買い求めいただけます。

「マニフェスト購入申込書」に予め記入し、持参していただくと引き渡しスムーズです。

■発送を希望する場合

マニフェスト代金は先払いです。

マニフェスト代金の合計額を下記の口座にお振込み下さい。

お振込みが済みしだい、「マニフェスト購入申込書」に必要事項をご記入のうえ、払込票兼受領証(写し)を購入申込書の所定の位置に貼付し、(他銀行よりお振込みの場合は、送金手続きが確認できるページを印刷し)、午後4時までにはファックスにて当協会事務局あて送信下さい。FAX:018-863-6977

入金確認後、宅配便にて発送(送料は着払い)致します。

《代金振込口座について》

①郵便局の払込取扱票(青色)の場合

【口座記号番号】02540-3-9675(右詰)

【加入者名】一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

②他銀行からの振込みの場合(ネットバンキングを含む)

【銀行名】ゆうちょ銀行 二五九店 当座 0009675

【カナ氏名】シャ アキタケンサンギョウハイキブツキョウカイ

※振込手数料は購入者負担でお願いします。

《 2019年10月1日より変更 》

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 行

FAX 018 - 863 - 6977
(TEL 018 - 863 - 7107)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

申込日 年 月 日

住 所	〒 -		
会 社 名			
責 任 者 名			
連 絡 先	TEL	FAX	

管理票の種類		販売単位	価格(税込)	数量	計
産業廃棄物管理票 [直行用] 7枚綴 (公社)全国産業資源循環連合会	単 票	1セット(100部)	2,600円	セット	円
	連続票	1ケース(500部)	13,000円	ケース	円
産業廃棄物管理票 [積替用] 8枚綴 (公社)全国産業資源循環連合会	単 票	1セット(100部)	2,600円	セット	円
	連続票	1ケース(500部)	13,000円	ケース	円
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴 建設六団体副産物対策協議会	単 票	1セット(100部)	2,500円	セット	円
	連続票	1ケース(500部)	12,500円	ケース	円
合 計					円

※直行用は直接処理施設に搬入する場合、積替用は積替保管又は区間委託をする場合
 ※建設系廃棄物マニフェストは建設工事等で排出される廃棄物に対応
 ※単票は手書きする場合、連続票はドット式プリンタでの印刷に適しています

【購入方法】ご希望の購入方法に✓チェックを付けて下さい。

宅配（送料着払い）

宅配希望の場合は前金制となります。
 管理票（マニフェスト）代金の合計額を下記の口座にお振込みのうえ、
 払込書の写しをこの申込書に貼付け、FAXでお申込みください。

注）振込手数料は、購入者負担でお願いします。
 注）管理票代金は消費税込み（税率10%）の金額です。

* 郵便振込の場合 払込取扱票（青色）にてお振込みください。

口座記号番号：02540-3-9675

加入者名：一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

* 銀行振込の場合

銀行名：ゆうちょ銀行 金融機関コード：9900

店番：259 店名(カナ)：二五九店（ニコ`キュウ店）

預金種目：当座 口座番号：0009675

カナ氏名：シャダンハウジン アキタケンサンギョウハイキブツキョ

《 払込書の写添付欄 》

協会窓口で現金購入（ 月 日 時頃）

協会ホームページについて

協会ホームページにより、協会の概要、会員名簿のほか、産業廃棄物に関する関係機関からののお知らせ、許可申請講習会に関する情報、クリーンアップや環境教育などの協会の社会貢献活動などを、会員のみならず一般の方にも迅速に情報発信しております。

2020年一年間のアクセス件数は、サイトアクセス数 12,740 件、ページアクセス数 24,386 件（前年 13,488 件と 24,696 件）であり、そのうち半数が関東圏からのアクセスとなっております。閲覧ページはトップページを除き、会員名簿、マニフェスト、講習会（処理業許可等）の順となっております。

これからも、行政機関からの通知文や廃棄物処理法の改正など、最新の情報を随時更新掲示してまいりますので、閲覧をよろしくお祈いします。

インターネットで

秋田県産業廃棄物協会

検索



会員の皆様へお願い

協会ホームページの会員名簿から、各会員企業のホームページへリンクできるようになっております。リンク可能な会員は、協会事務局にご連絡ください。

ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

ごみの収集運搬作業においては、作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

—— “作業前” に心がける4つのこと ——

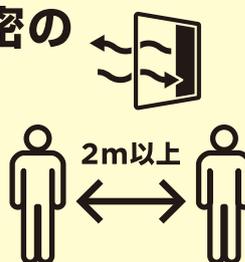
その1 健康管理・ 体調把握の実施

十分な睡眠をとる等の健康管理や定期的な体温測定による体調把握を実施してください。



その2 3つの密の 回避

着替え時等は、他の人と十分な距離をとりましょう。また、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気しましょう。



その3 手袋、ゴーグル、 マスク等の防護具の 適切な着用

作業時のウイルス付着を防ぐために、手袋、ゴーグル、マスク等を着用しましょう。



その4 肌の露出の少ない 作業着（長袖・長ズボン） の着用

作業着は、露出した肌へのウイルス付着を避けるために、長袖・長ズボンの着用を心がけましょう。



POINT 02.

—— “作業中” に心がける4つのこと ——

その1 素手で触らない

素手でごみに触れないようにしましょう。手袋の脱着時に素手で手袋の外側や顔に触れないよう注意しましょう。



その2 こまめに消毒

作業の合間に、機会を見つけてアルコール消毒液等による消毒を心がけましょう。



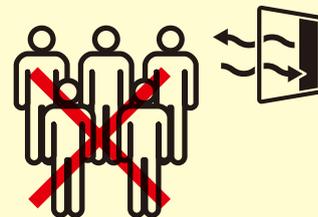
**その3 車の換気
(窓開け)**

作業車の窓は開放し、常に換気されている状態を保ちましょう。(複数人乗る場合には必ずマスクを着用)



**その4 休憩の際の
3つの密の回避**

休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控えましょう。



POINT 03.

—— “作業後” に心がける3つのこと ——

その1 消毒・洗浄の徹底

帰着後は以下を重点的に消毒しましょう!

● 車両の
消毒・洗浄



消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウムで消毒と洗浄。(0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒)

● 運転席の
消毒

ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。



● スマホ、タブレット
等の消毒

持ち歩いたスマホやタブレットは消毒。



● 手袋、ゴーグル
の消毒・洗浄

使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。



**その2 手洗いの
徹底**

帰着直後と「その1」の消毒作業後は手洗いと、必要に応じて洗顔を行いましょう。



**その3 着替え時等の
注意**

作業着を脱いだり防護具を外すときは、外面に触れないよう裏返しながら。脱いだ作業着は洗濯しましょう。着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



宿泊療養施設の廃棄物を 取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設における
廃棄物の排出に当たっては次の対策を実施しましょう。

— ごみを取り扱う際に心がける3つのこと —



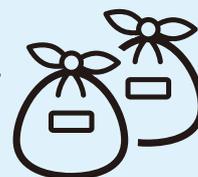
その1 ごみに直接触れない!

ごみに直接触れないようにするために、作業にあたる場合は手袋、マスク、その他の个人防护具の使用や、肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用を徹底しましょう。



その2 しっかり縛って封をする!

万一、ごみが袋の外面に触れた場合は、ごみ袋を二重にして封をしてください。ごみ収集車での袋の破裂を防止するため、ごみ袋の容量に余裕を持ち、袋の空気を抜いて出しましょう。



その3 ごみを捨てたあとは、 しっかり手を洗う!

ごみを取り扱ったあとは、石けんやアルコール消毒液による手洗いや手指消毒を徹底すること。気がつかないうちにごみに触れていることがあるので、念入りに洗いましょう。



**宿泊療養施設から排出される廃棄物は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物ではない廃棄物として処理できますが、
廃棄物を取り扱う作業員の感染防止のための対策を確実に行う必要があります。**

※ 宿泊療養施設は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設です。病院や診療所などとは異なり、医師等が医業を行う場所ではありません。
※ 廃棄物処理法上、感染性廃棄物は、病院などの医療関係機関等での医療行為等により発生する感染性病原体を含むなどした廃棄物をいいます。

宿泊療養施設から排出される廃棄物を廃棄物処理法上の感染性廃棄物として処理することにより、
感染性廃棄物を扱う処理施設において、これらの廃棄物や感染性廃棄物の処理が集中し、
停滞するおそれがあるため、廃棄物処理体制の継続・維持に十分配慮ください。



安全で健康な職場づくりのために！



産業廃棄物処理業における 第2次労働災害防止計画がスタートします！

各都道府県協会と連合会が一丸となって産業廃棄物業界の安全衛生向上をめざします。

計画の概要

- 期間 **令和2年度～令和4年度（3年間）**
- 目標 **3年間で平成24年度～26年度の平均に対して、20%減**



【令和4年】

死傷者数 **996人**
以下に！

●重点項目

企業における安全衛生規程の作成を推進

連合会では事業者が安全衛生規程を作成するための支援ツールを用意しています。連合会ホームページからご利用いただけます。

- 産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説



- 安全衛生規程作成支援ツール



安全衛生活動に参加しよう！

各都道府県協会では、各事業主の安全衛生活動をサポートする事業を実施しています。積極的に参加しましょう！

- リスクアセスメント導入の研修会
- 安全パトロール
- 安全大会 など



労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、
魅力のある労働環境を目指そう

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 安全衛生委員会

安全衛生管理体制をチェックしてみましょう!

労働安全衛生法令で定められた次の事項の対応はできていますか?!
そうとは知らずに **法違反していませんか?**

- 事業規模別に次のとおり安全衛生の担当者（安全衛生スタッフ、安全衛生推進者、産業医、安全管理者（衛生管理者）、総括安全衛生管理者）を選任*していますか。

労働者数（人）	管理組織
1～9	事業者 (安全衛生スタッフ)
10～49	事業者 $\xrightarrow{\text{(選任・指揮)}}$ 安全衛生推進者
50～99	事業者 $\xrightarrow{\text{(選任)}}$ 産業医 \rightarrow 安全管理者 衛生管理者
100～	事業者 $\xrightarrow{\text{(選任)}}$ 産業医 \rightarrow 総括安全衛生管理者 $\xrightarrow{\text{(指揮)}}$ 安全管理者 衛生管理者

※事業場規模別に管理組織の設置が必要です。

- 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、安全衛生委員会、安全協議会等の会議を設け活動を展開していますか。
- 安全衛生法施行令第 6 条に定める作業（溶接、プレス機械、ボイラー、はい付け・はいくずし等）には作業主任者を選任していますか。
- 法的資格が必要な作業には、有資格者（車両系建設機械、玉掛け、高所作業車、クレーン、溶接、フォークリフト等）を配置していますか。
- 入社時や配置転換時に、安全衛生教育を実施していますか。
- 危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別教育を実施し、記録を 3 年間保存していますか。
- 雇入れ時、及びその後定期的（年 1 回）に健康診断を行っていますか。

連合会の安全衛生のページは インターネットで

全産連 安全衛生

検索

お問い合わせは

労働災害防止計画推進標語
ヒヤリで済んだあの教訓 心に刻んで安全作業

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第2ABビル4F

Tel : 03-3224-0811(代) FAX : 03-3224-0820 URL : <https://www.zensanpairen.or.jp/>



産業廃棄物の処理は、 排出した事業者の責任です

知らなかったでは
済まされません!!



● 産業廃棄物とは

廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物（固形状・液状のもので気体を除く。）

産業廃棄物

【事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める20種類】(下表参照)

→ 事業者自らに処理責任があります。
事業者自らで基準に則って処理するか、許可業者に委託する方法があります。

特別管理産業廃棄物

【産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

一般廃棄物

【産業廃棄物以外のもの】

主に、家庭から出てきた「ごみ」や、オフィスから出る紙くずなどです。

→ 市町村の事務として処理しています。

※一部の市町村では、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を自治体施設で受入れて処理しているところもあります（排出場所の市町村にご確認ください。）。

特別管理一般廃棄物

【一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

● 産業廃棄物に該当する20種類

産業廃棄物の種類		例
すべての業種に共通	1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
	2 汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー等廃溶剤類
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液
	6 廃プラスチック類	ビニルくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製造のくず
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鑄物砂
	11 がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片等
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等で発生するばいじん [※] で集じん施設で集められたもの
特定の業種によるもの	13 紙くず	工作物の新築・改築等で発生した紙くず、パルプ・紙等製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14 木くず	工作物の新築・改築等で発生したもの、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業で発生した木くず、物流で発生した廃パレット
	15 繊維くず	工作物の新築・改築等で発生したものや繊維工業の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業の動物のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業の動物の死体
	20	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

産業廃棄物の処理を委託するポイント

処理業者まかせにいませんか？
最後まで処理や再生利用が
確実になされたか確認が必要です



Point 1 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託する場合は「委託基準」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。

- 排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を専門業者などに委託する場合は「委託基準」を守ることが必要です。委託する場合には、何よりも、その廃棄物について許可を受けている運搬または処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取りかわし、5年間保管することが法律で義務付けられています。

Point 2 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託し引き渡す際に、マニフェストを利用して管理しなければなりません。

- マニフェスト(産業廃棄物管理票の通称)には、紙の伝票で管理するものとパソコン等により電子的に管理する電子マニフェストがあります。排出事業者は、マニフェストを自らの手で交付して、廃棄物を厳正に管理しなければなりません。また、紙マニフェストを用いる場合は、控えと処理業者から回付された写しを自らが5年間保存するとともに、前年度分を毎年6月末までに、都道府県知事または政令市長あてに「マニフェスト交付等状況報告」として提出することが法律で義務付けられています。

Point 3 排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります。

排出事業者

- 処理業者と適切な内容で委託契約を結んでいなかった
- マニフェストの適切な交付・保存をしていなかった
- 許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託した
(業者の許可期限切れ、委託した産業廃棄物の種類の許可がなかったなどを含む)

委託基準違反
マニフェスト交付義務違反等

社名の公表や
刑事罰に問われる
こともあります



- 著しく安い処理料金で業者に委託した
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった
- マニフェストが返ってこなかったが、気がつかなかった

注意義務違反*

もしも、
委託先の処理業者が
不法投棄をしたら

措置命令

委託した事業者の責任として、自治体より産業廃棄物の撤去命令(撤去費用の負担など)が出されることがあります。

※より詳しい情報については、<http://www.sanpainet.or.jp/business05/yuryo08.html>もご参照ください。

産業廃棄物の処理で、不明なことがあれば都道府県(政令市)の産業廃棄物担当部署へ問い合わせてください。

産業廃棄物を排出する事業者の方へ

優良産廃処理業者
認定制度を活用して、
適正処理を
進めましょう



優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、
都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。

優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう。

環境省

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集



環境省動画チャンネル
Ministry of the Environment

インターネットで
関連動画を公開中!

優良認定業者の特長は？

都道府県・政令市から「優良認定業者」として認定された産廃処理業者は、通常の許可基準よりも厳しい以下の基準をクリアしています。

1

実績と遵法性

5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃処理業者と言えます。

2

事業の透明性

会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。

5

財務体質の健全性

通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。

3

環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。

4

電子マニフェスト

事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。



※ 詳しい基準の内容は、環境省産業廃棄物課の解説を、インターネットからダウンロードしてご覧ください。

<http://www.sanpainet.or.jp>

なぜ優良認定業者へ処理委託しなければならないの？

あなたにもひょっとして・・・。

- ▶ 事業者には、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があり、この責任は、**産廃処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。**
- ▶ したがって、処理委託後も最終処分が終了するまで、産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければならず、**この注意義務が果たされていない場合、行政により産業廃棄物の撤去命令を受ける可能性があります。**そうなれば、**多額の撤去費用を負担することになったり、社会的信用の失墜につながりかねません。**
現に、産業廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した事業者の方もいらっしゃいます。このようなことは、事業者にとって、**決して他人事では済まない**のです。

産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保

- ▶ したがって、委託先の産廃処理業者を**処理料金の安さだけで安易に選定せず、その産廃処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要があります。**
- ▶ 優良認定業者は、遵法性や事業の透明性が高く、**信頼できる産廃処理業者**であるといえます。
- ▶ また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している、産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の**注意義務が果たされていることを示す一つの要素**として考慮されます。

産業廃棄物の処理委託の状況をアピール

- ▶ 産業廃棄物の処理を産廃処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、**環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイント**になります。
- ▶ 平成22年の廃棄物処理法改正により、多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。計画・報告書は公表されることから、**優良認定業者への委託を積極的に行う**ことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。



優良認定業者の情報をどうやって入手するの？

優良認定業者の情報は、産廃情報ネットで入手できます（下記問合せ先参照）。
許可自治体、産業廃棄物種類などを条件に優良認定業者を検索することもできます。



また、産廃情報ネットを利用すると、処理委託先の産廃処理業者の許可内容や、産業廃棄物処理状況などの情報を、自動メールサービスで簡単に入手できます。さらに、求める条件に合致した産廃処理業者の情報も、自動メールサービスで簡単に入手できます。

排出事業者向け
メール/情報管理



問合せ先

- マニュアルや優良認定業者について
産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>)
- 優良産廃処理業者認定制度およびその審査について
都道府県・政令市の産業廃棄物部局
- 優良認定業者の検索および産廃情報ネットについて
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL 03-4355-0155)
優良化事業推進チーム

収集運搬業者のみなさまへ

電子マニフェスト新機能で電子化推進!

電子マニフェストを利用すると…

▶ マニフェストの管理が楽に!

- 紙マニフェストを5年間保存する必要がありません。
- 紙マニフェスト (B2票) の返送が不要!! 事務作業、返送費用が削減されます。
- 過去5年分のマニフェスト情報はシステムから検索・確認・ダウンロードが可能です!

▶ 法令遵守の徹底も!

- 法令で定められた項目の入力漏れがありません。
- マニフェスト紛失の心配もなくなります。

▶ 定額で利用可能!

- 基本料のみ (12,000円/年 (税抜)) でご利用いただけます。
何件報告しても、報告に料金はかかりません。(収集運搬業者の料金)

電子マニフェストを導入するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要があります。



電子マニフェスト新機能「現場登録支援機能」のご案内

～収集運搬業者の支援により排出事業場で**簡単マニフェスト登録**～
電子マニフェストの導入を検討している顧客と一緒に電子化を進めていきましょう!

1 現場登録支援機能とは

- ▶ 収集運搬業者の支援を受けて、排出事業者が排出事業場 (排出現場) 等においてスマートフォンやタブレットを利用して簡単にマニフェスト登録ができる機能です。
- ▶ 電子化を躊躇している排出事業者の方でも排出現場での簡単な操作でマニフェストを登録できるため、加入のハードルがぐんと下がります。

運用例

[STEP 1]

収集運搬業者が事務所では収集予定のマニフェスト情報を仮登録



収集運搬業者(事務所)

[STEP 2]

排出現場で収集運搬業者が廃棄物の数量をスマホで仮入力



スマホ・タブレットを持参(排出現場)

[STEP 3]

排出事業者が収集運搬業者のスマホでマニフェスト内容を確認し、暗証番号を使って自ら登録!



排出事業者が暗証番号入力



動画・説明会資料
ダウンロード

2 現場登録支援機能を利用するメリット

排出事業者(顧客)が電子マニフェストを利用しやすくなるため、顧客と一緒に電子化することで紙と電子の併用で煩雑になっていたマニフェスト業務の負荷軽減を実現できます。

現場でマニフェスト登録ができるので、**運搬終了報告がスムーズになります。**

電子化のきっかけに!

廃棄物処理のプロである収集運搬業者の支援を得て、排出事業者がマニフェストを登録するため、間違いが少なく、**修正の手間が削減**されます。

排出現場での簡単な操作でマニフェストを登録できるため、**排出事業者が電子マニフェストへ移行するハードルがぐんと下がります。**

※本機能の利用に際しては別途の追加料金はかかりません。

3 現場登録支援機能の利用に必要なポイント



- ▶ マニフェストの内容がパターン化されている場合に利用しやすい(排出事業場や収集する廃棄物種類が固定されている等)



- ▶ 電子マニフェストシステムの操作を熟知し、ルート情報等と併せて管理できること
- ▶ 運搬担当者がスマートフォン・タブレットを利用できること

4 排出事業者責任は変わりません

- ▶ 紙マニフェスト、電子マニフェストを問わず、マニフェストは、**排出事業者が自らの責任で交付/登録**すべきものであることから、新機能も排出事業者責任の下、処理業者が入力(仮登録)した内容を**排出事業者が確認した上で本登録する仕組み**としており、**排出事業者が登録内容に責任を負うこと**に変わりはありません。

本機能がさらに便利に!令和2年8月リリース予定の追加機能

- サブ番号と運搬担当者、車両番号を紐づけ管理ができる機能
 - ▶ 現場で運搬担当者毎に絞り込んだ情報抽出が可能!
- 現場でマニフェスト登録ができなかった場合でも、事前に運搬終了報告が可能に
- 仮登録情報を照会し、収集運搬時の携行書類を印刷できる機能。
 - ▶ 収集運搬予定の確認をはじめ、情報の管理をしやすく改善!

お問合せ先

現場登録支援機能、その他電子マニフェストの運用等については、

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンターにお問合せください。

TEL:0800-800-9023 (フリーダイヤル)

個別具体的な事案に関する照会については、所管の都道府県・政令市にお問い合わせください。

【監修】

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課



編集後記

2020年の漢字が『密』と発表されました。できる限り「密」を避けるようにとのことですが、昨年は、コロナコロナで明け暮れた一年でした。

テレビでは朝から晩までコロナの話題、ゴルフ大会なども無観客で一昨年のラグビーワールドカップのような盛り上がりもなく、東京オリンピック・パラリンピックも一年延期となり、飲み会もほとんどなく、人生を楽しく生きるには「密」は必要だと思っているのは、私だけでしょうか。

そんな中であって、ブラウブリッツの活躍は心躍る喜ばしい話題でありました。岩瀬社長おめでとうございます。今年のJ2での活躍をお祈りします。

さて、「ぱっきゃ」の内容ですが、事業縮小により例年通りとは言えませんが、「クリーンアップ」は、今回も協会会員が全国各地で活動する様子を掲載できました。平成9年から34年続いているとのことですが、今ではすっかり息子の代に任せており、写真で私と同年代の方々が頑張られている姿を拝見し感心するばかりです。

結びに、今回も「ぱっきゃ」に多くの方から寄稿をいただき感謝申し上げます、編集後記といたします。2021年も引き続き、よろしくお願いいたします。

☆☆☆ 研修・広報委員会 委員長 靱山一人 ☆☆☆

2020年は、なんて表現したらよいか困ってしまうくらい「モヤモヤ」した一年でした。

会員の皆さんから会費をいただき事業を運営しているわけですから、常日頃から、会員の皆さんが満足していただける協会運営を行って行かなければならないと事業を行っているわけですが、組んでいた事業がやれないもどかしさを痛感した一年でありました。

「モヤモヤ」の一番の要因は「コロナによる事業の縮小・中止」になるかと思いますが、県から意見を求められた「環境保全センターの使用許可に係る手続の見直し」も一因かと思っております。多くの会員から反対意見をいただき、支部の研修会や青年部会のパネルディスカッションには県からも出席いただき活発な意見交換を行いました。結論的には、県の見直し案どおり「収集運搬業者の代理申請は認めない」とのことになりました。もう少し何とかできなかったかなと「モヤモヤ」が少し残っております。ただ、いい訳になりますが、今回の一連のプロセスは良い事例になったのかなとも思っております。

2021年は、このような「モヤモヤ」がなくなりますよう、そして、事務局一同「モヤモヤ」を吹き飛ばすよう、協会事業に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

☆☆☆ 事務局長のひとこと ☆☆☆

産業廃棄物運搬のご用命は、 環境配慮と適正収集運搬 安全運行の緑ナンバー許可事業所へ

貨物自動車運送業・産業廃棄物収集運搬業
土木工事一式・（とび土工・大工・鋼構造物）工事業



有限 高 島 興 業
会 社

代表取締役 高島 慶美
専務取締役 高島 慶人

〒010-1622 秋田市新屋日吉町17-20
TEL 018-828-1350 FAX 018-828-1376



エコシステム秋田は「DOWAグループ」の一員として、
環境問題のなかでも特に「廃棄物問題」に取り組む企業
として設立されました。

廃棄物の無害化・減容化およびリサイクルという事業
活動を通じ、地球環境負荷の低減に貢献いたします。

廃棄物の環境リスクを低減する優良会社



DOWA

エコシステム秋田株式会社

本社/〒017-0005 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

TEL:0186-46-1436 FAX:0186-46-3628 HP:<https://www.dowa-eco.co.jp/EAK>

 motivate our planet



有限会社
太陽環境保全

本社 〒014-0001 秋田県大仙市花館字鶴田75番地
TEL 0187-66-2338 FAX 0187-66-2339
E-mail taiyo-003@aioros.ocn.ne.jp

建造物解体

廃棄物中間処理業

品目 廃プラスチック類、小型廃家電、廃蛍光管
木くず、紙くず、繊維くず、がれき類、
ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず、
汚泥

産業廃棄物収集運搬業

一般廃棄物収集運搬業



明日の空気を変えていく

業務概要

- ◆土木工事一式・環境整備事業
- ◆産業廃棄物収集運搬
(有害含む)・処理処分
- ◆各種汚泥中間脱水
(移動式)・処理処分
- ◆特別管理産業廃棄物収集運搬
- ◆下水道管溝清掃・点検・TV調査・補修
- ◆廃電池・蛍光管収集運搬
- ◆その他の環境整備業務全般

土木工事一式 環境整備事業

豊興産株式会社

代表取締役 石黒 慎

〒010-1633 秋田県秋田市新屋烏木町1番82-2号
TEL 018-828-4611 FAX 018-828-3373

資源に変える智恵
エネルギーに変える力



 ユナイテッド計画株式会社

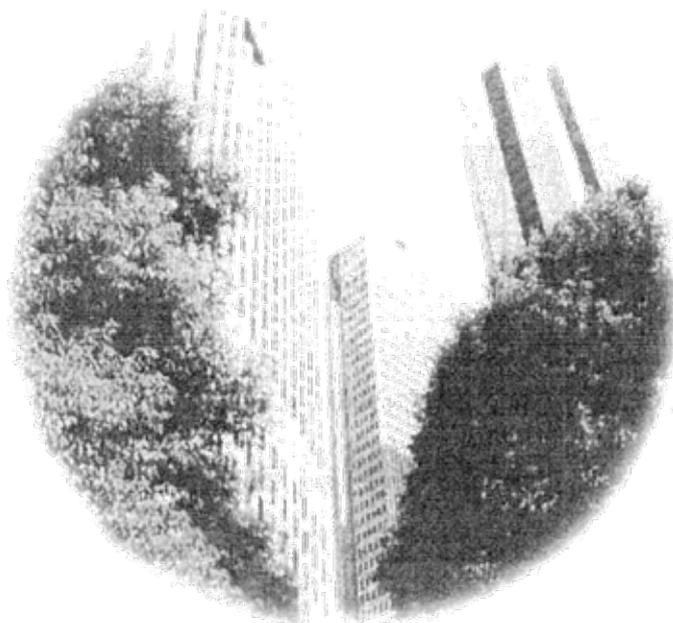
本社 / 〒018-1414 潟上市昭和豊川槻木字槻13-1 TEL:018-877-3027 FAX:018-877-3986



ビルの総合管理から
廃棄物処理まで

営業内容

- 清掃管理業務
- 警備保安業務
- 廃棄物処理業務
- 設備管理業務
- 衛生管理業務
- 管理代行業務



この環境を
守らなくては…



大洋ビル管理株式会社

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1-14

TEL.018-865-0601 FAX.018-865-0612

代表取締役社長 内村和人

鳶・土木工事一式



門間工業株式会社

代表取締役 石川 明 仁

南秋田郡井川町今戸字イナリデン3の4

TEL 018 (874) 2429

FAX 018 (874) 3922



株式会社 田村建設

解体事業部

KONO産廃事業部

社会のニーズに対応し
都市空間を活用する

事業所 秋田市上北手古野字深田沢41
TEL.018(839)3561(代表)
FAX.018(839)3560

ISO 14001：2004(産廃事業部)
9001：2008(工事業部門)
登録番号：QS-3146/ES-521

URL <http://www.tamurakk.co.jp/>
E-mail akita@tamurakk.co.jp

～自然を大切に～



山岡工業株式会社

- 下水道処理施設維持管理
- 下水道管渠更生工事
- 清掃・TVカメラ調査・補修工事
- 下水道処理施設機能強化工事

本社／〒010-1415 秋田市御所野湯本2丁目1-5

TEL.018-826-1616 FAX.018-826-1565

営業所／北秋田市・横手市・仙北市



ISO9001:2015 認証取得
ISO14001:2015 認証取得
ISO45001:2018 認証取得



お客様に感謝

地域に感謝

仲間に感謝

株式会社 松田

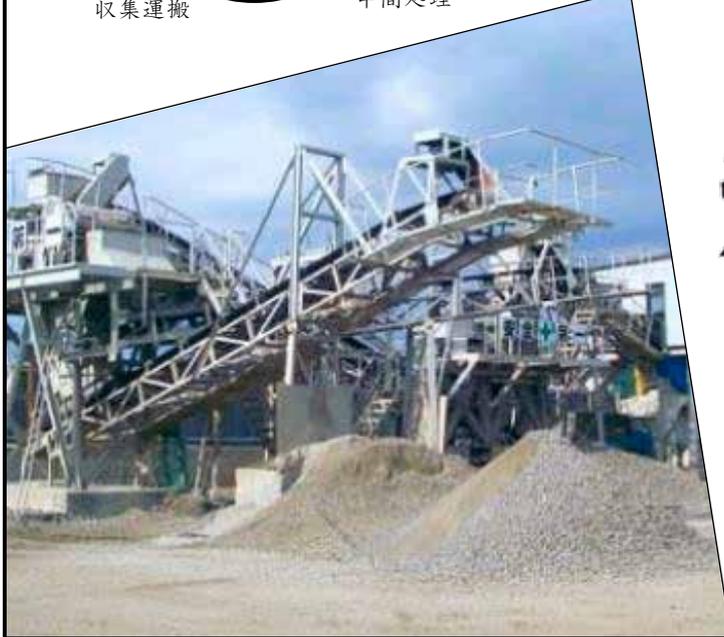
【本社】

湯沢市字鶴館 39 番地 4

TEL 0183-73-0188

FAX 0183-72-0118

URL <http://www.matsuda-group.jp/>



<https://www.akibun.com>
E-mail:info@akibun.com

地球という

美しい惑星…

そこには豊かな水があり、
人類を含む動物、植物が生息しています。
わたしたちは分析技術を通して、
人と自然が共生するより良い環境創りをめざして
努力しています。

- 計量証明（濃度・騒音・振動）
- 建築物環境測定（飲料水・空気）
- 産業廃棄物分析
- ダイオキシン類等測定・調査
- 土壌汚染対策法に基づく環境測定
- 地下水流向流速調査
- 放射能検査・測定・分析
- 水道水検査・温泉成分分析
- 室内空気中化学物質【シックハウス症候群】
- 作業環境測定
- 各種コンサルタント・環境アセスメント
- 食品表示法に係る成分分析

美しい環境に信頼と技術で貢献する

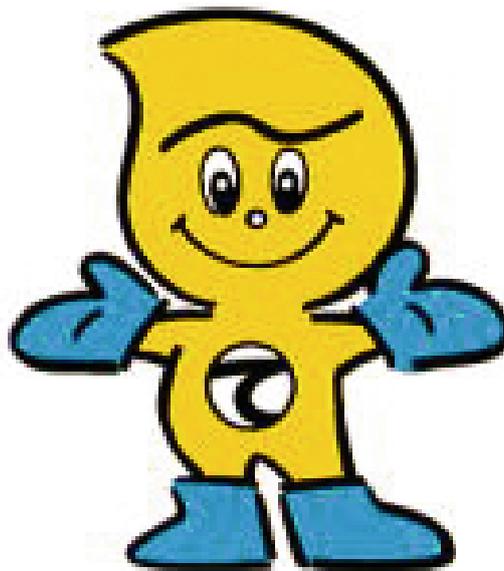


株式会社 秋田県分析化学センター

本社

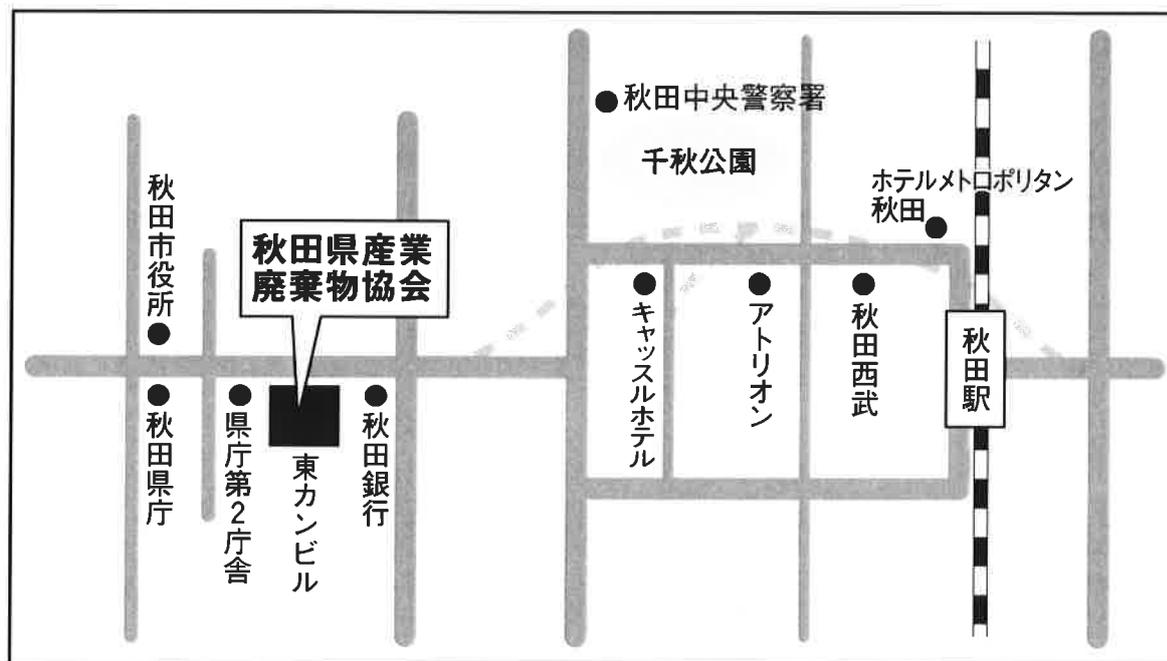
〒010-8728 秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42
TEL:018-862-4930 FAX:018-862-4028

県南営業所(横手)・仙北営業所(角館)
県北営業所(北秋田)・仙台営業所



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

《 案 内 図 》



一般社団法人 **秋田県産業廃棄物協会**

令和3年1月発行

〒010-0951 秋田市山王三丁目1番7号
東カンビル3F

電話番号 018-863-7107

FAX番号 018-863-6977

e-mail: toiawase@akita-sanpai.or.jp



一般社団法人

秋田県産業廃棄物協会

〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル3F

TEL 018 (863) 7107

FAX 018 (863) 6977